

第2編 応急対策・復旧復興編

(注)「*」の付いた言葉には、第3編の「用語集」に解説があります。

第2編 応急対策・復旧復興編 目次

第1章 震災応急対策計画	1
第1節 自助・共助の災害対策	3
第2節 公共施設等の災害対策	5
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	10
第4節 応急対応の実施	21
第5節 災害情報の収集・伝達	35
第6節 医療救護等対策	43
第7節 帰宅困難者対策	50
第8節 避難対策	53
第9節 災害時要配慮者対策	62
第10節 物資供給・輸送対策	65
第11節 市民生活の早期再開	71
第12節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	85
第2章 火山噴火応急対策計画	87
第3章 風水害応急対策計画	93
第1節 自助・共助の災害対策	95
第2節 公共施設等の災害対策	96
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	97
第4節 応急対応の実施	100
第5節 災害情報の収集・伝達	106
第6節 医療救護等対策	109
第7節 帰宅困難者対策	110
第8節 避難対策	111
第9節 災害時要配慮者対策	114
第10節 物資供給・輸送対策	115
第11節 市民生活の早期再開	117
第12節 竜巻等突風対策	119
第13節 雪害対策	121
第4章 複合災害応急対策計画	123
第5章 大規模事故応急対策計画	127
第1節 大規模事故応急活動体制	129
第2節 大規模火災対策	131
第3節 危険物等災害対策	133
第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策	136
第5節 道路災害対策	144
第6節 鉄道事故災害対策	146
第7節 航空機事故災害対策	148
第6章 災害復興計画	151

第1章 震災応急対策計画

【留意事項】

1. 市本部が設置される前（平時及び本部の設置に至らない）状況においては、市本部の各部はそれぞれに対応する平時の部・室・局に読み替えて対応する。
2. 災害応急対策を円滑かつ効果的に実施するには、平時における対策（総則・予防対策編に示す予防対策）が重要であることから、平時の部・室・局は、市本部設置時の部、支部が所掌する事務について平時から準備（体制、資機材等の整備）しておくよう努める。

第1節 自助・共助の災害対策

【方針】

- 自らの身の安全は自らで守るという「自助」の考え方、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方に基づき、市民、事業者、地域組織による防災力を発揮させる。
- 公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアが活躍できるよう、活動環境を早期に確立する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 自助・地域・共助の応急対策	自治会・町内会、自主防災組織、事業者
第2 災害ボランティアとの連携	福祉部、市社会福祉協議会

第1 自助・地域・共助の応急対策

市民、自治会・町内会、自主防災組織、事業者、自主防犯活動団体は、次の役割に基づき、自助、共助の応急対策を行う。

実施主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・避難時には電気のブレーカーを切り、コンセントを抜く ・ガスの元栓を閉める ・自主防災活動への参加、協力 ・避難所でのゆずりあい ・県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力 ・風評に乗らず、風評を広めない
自治会・町内会 自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認、救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意） ・避難所運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、従業員等の安全確保 ・被災者等の安否確認 ・救助隊との協力 ・救出・救護の実施
自主防犯活動団体 （防犯協会や自治会・ 町内会、PTAなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全確保に向けた市、警察への協力

第2 災害ボランティアとの連携

1 災害ボランティアセンターの設置

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営

市（福祉部）は市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアの支援が必要と認める場合、所沢市こどもと福祉の未来館に「所沢市災害ボランティアセンター」を設置する。

(2) 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体や災害ボランティア養成講座を受講した市民スタッフ等の協力を得て、ボランティア要請の受付、一般ボランティアの募集・受入れ・振り分けなどを行う。

また、市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに災害ボランティアの派遣等の支援を要請する。

(3) 災害ボランティアセンターの運営支援

市（福祉部）は、災害ボランティアセンターの運営支援及び連絡調整を行う。また、状況に応じて被災者のボランティアニーズを調査し、市本部への報告及び災害ボランティアセンターへの情報提供を行う。

2 専門ボランティアの受入れ

市社会福祉協議会は、専門技能を有するボランティアの応募があった際は、これを受け付け、専門技能を必要とする部に斡旋する。

受入れに当たっては、ボランティア活動に伴う事故に備えてボランティア保険に加入していることを条件とする。

専門ボランティアの主な分野等

市本部の対応部	主な専門分野・資格
経営企画部	外国語通訳、無線技士
福祉部	介護士、ヘルパー、手話通訳
こども未来部	保育士
健康推進部	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士
街づくり計画部	建築士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士
建設部	土木技術者、砂防ボランティア

第2節 公共施設等の災害対策

【方針】

- 応急対策を行う上で重要な役割を果たす公共の建築物や施設の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携して応急対策を実施する。
- 被災状況を的確に把握し、二次被害の防止のほか、将来の災害に備えた改良を検討し、迅速な復旧を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 公共建築物の対策	各部、防災関係機関
第2 その他公共施設等の対策	産業経済部、市民医療センター、公共施設管理者、医療施設・社会福祉施設管理者
第3 危険物等関連施設対策	施設管理者、消防組合、県、警察署
第4 災害復旧事業	各部、防災関係機関

第1 公共建築物の対策

公共建築物等については、災害時の人命確保、施設の機能回復及び自主的な災害応急活動による被害の軽減を図り、また、災害復旧が順調に行われるよう努める。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

市（各部）及び防災関係機関は、余震等による二次災害の防止と使用の可否を判断するため、所有又は使用する建築物について被災建築物応急危険度判定を行い、土地については被災宅地危険度判定を行う。

2 被災建築物の応急措置等

市（各部）及び防災関係機関は、所有又は使用する建築物の危険度判定結果を踏まえ、必要に応じて被災度区分判定*や応急措置を実施する。

3 被災宅地の応急措置等

市（街づくり計画部）及び防災関係機関は、所有又は使用する宅地の危険度判定結果を踏まえ、被災度区分判定や応急措置を実施する。

4 応急対策の指導等

市（総務部）は、防災関係機関に対して所有又は使用する公共建築物について次の措置を

とるよう指導する。

- (1) 混乱防止措置を講じ、利用者等の避難については安全、迅速に行う。
- (2) 緊急時には、防災関係機関に通報して臨機の措置をとる。
- (3) 避難施設については、火災予防措置をとるほか、施設利用者の人命救助を第一に対応する。
- (4) 被害状況を県及び市（総務部）に報告する。

なお、公共建築物が使用不能となった場合は、県及び関係機関の協力を得て代替機能を確保する。

第2 その他公共施設等の対策

1 不特定多数の人が利用する公共施設

不特定多数の人が利用する公共施設の管理者は、施設利用者等をあらかじめ定められた避難場所等に誘導し、混乱防止と安全確保に努める。また、施設再開計画を策定し、速やかな再開に努める。

2 畜産施設等の対策

市（産業経済部）は、家畜及び畜産施設等の被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

3 医療施設

市（市民医療センター）、医療施設の責任者は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最優先に対応する。また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を実施する。

4 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要に応じて応急修理を行う。また、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定する。

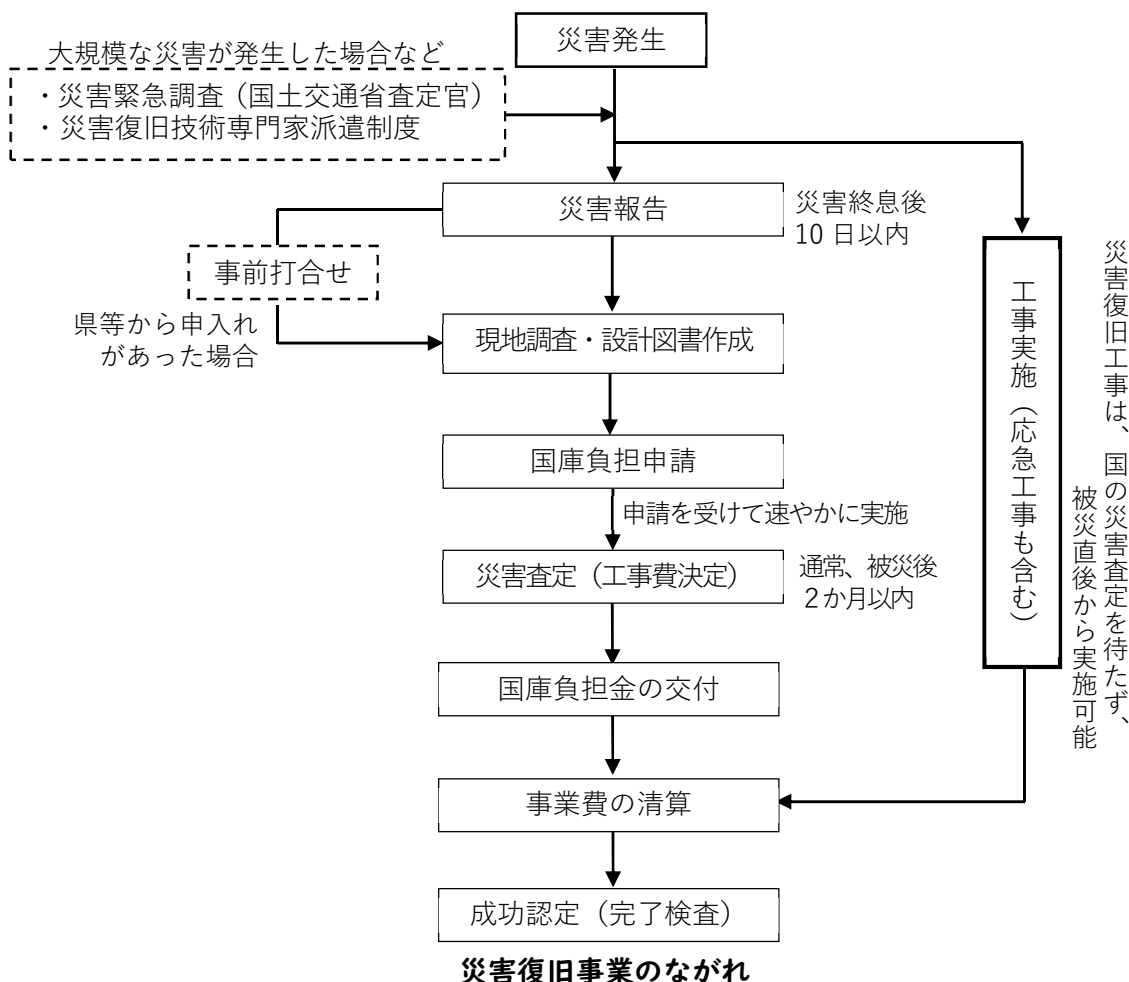
施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡して援助を要請する。

なお、被害が無かった場合や援助の必要がない場合は、援助を必要とする施設に協力し、施設利用者の安全確保に努める。

第3 危険物等関連施設対策

危険物等関連施設の災害対策は、第5章「第3節 危険物等災害対策」に準ずる。

第4 災害復旧事業



1 災害復旧事業計画の作成

市（各部）は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。また、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

市（経営企画部、財務部）は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

災害復旧事業計画の種類

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① 公共土木施設災害復旧事業計画 | ② 農林水産業施設災害復旧事業計画 |
| ③ 都市災害復旧事業計画 | ④ 上下水道災害復旧事業計画 |
| ⑤ 住宅災害復旧事業計画 | ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 | ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画 | ⑩ 復旧上必要な金融その他の資金計画 |
| ⑪ その他の計画 | |

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市（各部）は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについて財政援助及び助成計画を作成し、復旧事業費の査定が速やかに行えるよう努める。

市（財務部）は、各部が作成・実施する個別の財政援助及び助成計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

(1) 国又は県が負担又は補助する財政援助根拠法令等

- | |
|---------------------------------|
| ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 |
| ③ 公営住宅法 |
| ④ 土地区画整理法 |
| ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 |
| ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| ⑦ 予防接種法 |
| ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 |
| ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 |
| ⑩ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置 |
| ⑪ 水道法 |

(2) 激甚災害*に係る財政援助措置

市（各部）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合に災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

〔資料編 第5「3 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助」参照〕

財政援助の対象

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業
	② 公共土木施設復旧事業関連事業
	③ 公立学校施設災害復旧事業
	④ 公営住宅災害復旧事業
	⑤ 生活保護施設災害復旧事業
	⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
	⑦ こども園災害復旧事業
	⑧ 老人福祉施設災害復旧事業
	⑨ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	⑩ 障害者支援施設等災害復旧事業
	⑪ 婦人保護施設災害復旧事業
	⑫ 感染症指定医療機関災害復旧事業
	⑬ 感染症予防事業
	⑭ 私立学校室災害復旧事業
	⑮ 堆積土砂排除事業
	⑯ 湛水排除事業

農林水産業に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ 罹災公営住宅建設事業に対する補助の特例 ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

3 激甚災害に関する調査

市（各部）は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

4 災害復旧事業の実施

被害施設を迅速に復旧するため、市（各部）、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の確保、応援及び派遣等について必要な措置をとる。

また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置するほか、査定前着工制度*を活用するなど復旧事業の実施効率の向上に努める。

なお、復旧事業の実施に当たっては緊急といえども市民の理解を得られるように努める。

その他、災害復旧工事における労働災害を防止するため、工事現場においては適切な監督指導等を行う。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【方針】

- 災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。
- 各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度を迅速かつ的確に把握するため、各関係機関が被害状況等を積極的に調査し、相互に連絡を密にしていることに対処する。
- 甚大な被害が発生した場合、長期間の生活支障が予想されることから、機能の早期回復や代替サービスの提供等を速やかに行う。
- 大規模停電が発生した場合には、災害対策車両の運行、重要施設や病院等の機能を維持するために必要なエネルギーを確保する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 道路ネットワークの確保	経営企画部、建設部、警察署、川越県土整備事務所、東日本高速道路(株)
第2 交通規制	建設部、警察署、川越県土整備事務所、東日本高速道路(株)
第3 鉄道施設の応急対策	市民部、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)
第4 電力施設対策	総務部、東京電力パワーグリッド(株)
第5 ガス施設対策	総務部、高圧ガス事業者、武州ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、大東ガス(株)、LPガス事業者
第6 上水道施設対策	上下水道局
第7 下水道施設対策	上下水道局
第8 電気通信施設対策	総務部、東日本電信電話(株)
第9 エネルギー確保	総務部、財務部、環境クリーン部

第1 道路ネットワークの確保

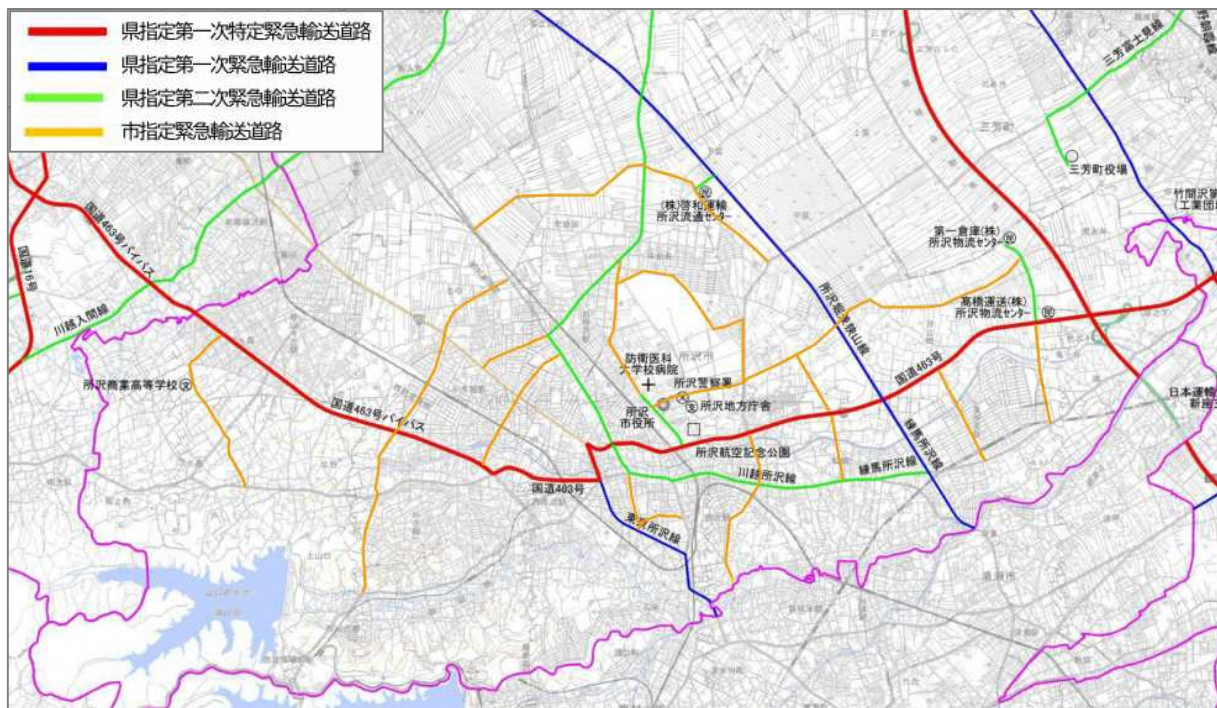
1 道路被害状況の把握及び伝達

道路管理者及び県警察は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。

調査の際は、緊急輸送道路、緊急交通路（関越自動車道）に指定又は予定されている路線から優先的に調査する。調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告する。

なお、県への報告結果は、緊急輸送道路を中心として被害状況等がとりまとめられ、災害オペレーション支援システム等により各関係機関へ伝達される。

〔資料編 第5「1 県及び市指定緊急輸送道路」参照〕



指定緊急輸送道路の状況

2 道路の応急対策

各道路管理者は、管理道路の被災や通行障害に対して次の応急対策を実施する。

(1) 市（建設部）

緊急輸送道路を優先して市道の通行障害物の移動、道路施設の応急復旧等を行う。

通行が危険な路線、区間については警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに通行止めを実施し、通行者等の安全を確保するよう措置する。

実施体制や資機材等が不足する場合は、消防団や災害協定を締結する建設関係団体、レッカー協会等の協力を得るほか、状況に応じて自衛隊災害派遣部隊に実施を要請する。

移動した通行障害物は近隣の公共用地等に仮置きするほか、災害対策基本法による放置車両等の移動を行う場合は同法に基づく土地の一時使用等の権限を活用し、近隣の民有地等を仮置場として確保する。

その他、本市が特定大規模災害*等により被災した場合は、必要に応じて国（国土交通省）又は県に対し、市に代わって国や県が工事を行う権限代行制度による支援を要請する。

(2) 県（川越県土整備事務所）

緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業並びに通行障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況に

より、緊急の場合は直ちに通行止めを実施し、通行者等の安全を確保するよう措置する。

(3) 東日本高速道路(株)

二次災害の防止を図るとともに、緊急輸送や災害応急対策活動のための高速道路の機能回復を図る。

ア 高速道路は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、緊急性があると認められるときは緊急交通路に指定され、緊急通行車両等以外の車両の通行が規制されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。

イ 道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。

3 緊急輸送道路の確保

各道路管理者は県及び警察等と連携し、次の点に留意して緊急輸送道路を確保する。

事前協議	緊急輸送道路の効率的な応急復旧のため、警察本部、(一社)埼玉県建設業協会と次の事項について事前協議を行う。 ① 復旧路線、区間 ② 復旧車線数 ③ 復旧作業の相互応援 ④ 協力建設会社との連携
作業順位の決定	あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県(統括部、警察本部)と調整の上、応急復旧順位を決定する。
応急復旧作業	道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。
放置車両対策	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行う。 県は、道路管理者である市に対し、緊急通行車両の通行ルートネットワークを確保するため、必要に応じて広域的な見地から指示を行うことがある。

4 交通信号応急対策

県警察は、交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合、次の順序で復旧する。

- (1) 県指定の第1次特定緊急輸送道路、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路を優先して復旧する。
- (2) 前記の道路に設置された信号機が復旧した後の信号機の復旧順位については、破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を警察本部長が総合的に判断した上で決定する。

5 道路・交通状況の広報

道路管理者は、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対する的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ

て、交通規制の状況等を広報する。

市（経営企画部、建設部）は、ホームページ等で市道をはじめ市内の道路の被害、交通規制、復旧等の状況を市民等に周知する。

第2 交通規制

1 大地震時の交通規制

(1) 第1次交通規制

高速道路交通警察隊長、警察署長は、緊急交通路指定予定路線（本市付近では関越自動車、国道254号）について、被災状況により必要のある区間の交通規制を実施する。

また、警察署長は管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、道路と区間を指定又は地域の範囲を指定して交通規制を実施する。

(2) 第2次交通規制

警察本部長は、第1次交通規制の実施後、災害の規模及び被害の状況に応じ、新たに交通規制の実施又は既に行っている交通規制の拡大、縮小、解除等の変更を実施する。

(3) 都県境規制

県警察は、県境直近の交差点において県内又は隣接都県への流出入規制を必要に応じて実施する。

(4) 緊急通行車両の確認

警察署及び高速道路料金所（所沢料金所含む。）等のうち被災状況等を勘案して交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認を行う。

2 被災地の交通規制等

県警察、道路管理者等は、状況に応じて次の法令に基づく交通規制又は通行規制を実施する。

交通規制等の実施機関・内容等

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを受任することができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。	災害対策基本法第76条の3第1項、第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法第76条の6

〔資料編 第5「2 災害対策基本法施行規則 別記様式第1～第3」参照〕

3 交通規制等に関する情報共有・広報

県警察、道路管理者等は交通規制等を行う場合、県（統括部）に報告する。また、①関係道路の主要交差点への標示、②関係機関への連絡、③一般住民への広報に努める。

なお、県への報告結果は、緊急交通路等を中心としてまとめられ、災害オペレーション支援システム等により各関係機関へ伝達される。

第3 鉄道施設の応急対策

鉄道事業者は、防災業務計画等に基づき応急対策を実施する。実施に当たっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

市（市民部）は各鉄道事業者との連絡体制を確保し、鉄道施設及び旅客の被害状況等を収集

する。

第4 電力施設対策

電力事業者は、次のとおり電力施設の応急対策及び復旧を行う。

市（総務部）は、電力事業者との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状、見通し等を収集する。

1 電力施設の応急対策

電力事業者は、電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図るとともに、電気に関わる二次災害の防止を徹底する。

(1) 災害時における広報宣伝

- ア 感電事故並びに漏電による出火防止のためのPR事項を、市民等に十分周知する。
- イ 住民の不安を沈静させるため、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。
- ウ 上記2項についてテレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、PR車等による当該地域への直接の周知を行う。
なお、この伝達経路は次のとおりとする。

- | |
|--|
| ① 感電事故防止情報
電力事業者（各現業機関） → PR車 → 市民等 |
| ② 復旧情報
電力事業者（非常災害対策支店本部）
→ 県本部及び市本部（経営企画部、総務部） → 市民等 |

(2) 危険予防措置

電力事業者は、災害時においても原則として送電を継続するが、警察、消防組合等から災害の拡大等に対する円滑な防災活動のための送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

2 電力施設の復旧

(1) 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）は、県本部、市本部（総務部）に支援を要請する。

(2) 復旧順位

災害復旧は、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与す

る重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

第5 ガス施設対策

1 高圧ガス製造施設の応急対策

高圧ガス製造事業所は、製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合、「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、県、消防、警察、防災事業所その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

2 都市ガス施設の応急対策

都市ガス事業者は、次の応急対策を講じる。

市（総務部）は、都市ガス事業者との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状・見通し等を収集する。

(1) 応急対策

ア 情報収集

災害が発生した場合、巡回点検等により災害情報、被害情報等を迅速、的確に把握する。

イ 二次災害防止措置

情報収集の結果により、供給を継続する地域・供給を停止する地域を迅速に判断する。また、供給可能な範囲の供給システムを維持し、ガス遮断区域を最小限にとどめる措置をとる。

ウ 応急復旧

災害の発生に伴う被害状況把握後、速やかに応急復旧措置をとる。

エ 広報

サービス巡回車等による放送のほか、市（経営企画部）、警察署、消防署、報道機関等の協力を得て、あらゆる手段を活用し、ガス施設の被害状況、復旧の現状・見通し等について広報を行う。

また、市民がガス漏えい等を発見した場合には、速やかにガス会社、警察署又は消防署に通報するよう周知する。

オ 供給再開時の事故防止措置

ガス供給を停止し、再供給する場合の事故防止措置をとる。

(2) 復旧

重要度の高い施設（救急病院、廃棄物処理施設、社会福祉施設）を優先的に復旧する。

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。また、復旧用資機材置場及び前進基地の確保が困難な場合は、県本部、市（総務部）に支援を要請する。

3 LPガス施設の応急対策

液化石油ガス販売業者は、次の応急対策を講じる。

市（総務部）は、LPガス協会所沢支部との連絡体制を確保し、被害状況、復旧の現状・見通し等を収集する。

(1) 応急対策

液化石油ガス販売業者は、管理する施設、設備等について早急にガス漏れを点検し、供給停止など必要な措置をとる。

この場合において、ガス漏れ等の現場に消防隊が出動した時には、消防隊と緊密な連携をとるとともに、消防から要請があったときは必要な措置をとる。また、ガス漏れ等の現場に消防隊が先着し、爆発防止又は消火活動上必要があると認める場合は消防隊がガス供給を停止する。

(2) 復旧

LPガスの停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者及び使用者等に周知する。

LPガスの供給再開に当たり、液化石油ガス販売業者はガス漏れの点検、二次災害防止措置、消防署との協議の後、LPガス使用者にその旨を周知する。

第6 上水道施設対策

市（上下水道局）は、次のとおり、管路、浄水施設の応急対策及び復旧を行う。

1 管路の応急対策

管路等の被害状況を把握し、復旧方針に関わる計画を具体的に定めて、関係機関との調整を行い、復旧活動を実施する。

(1) 管路等の被害状況の把握

地震発生直後、水道施設の被害状況を把握するため、管路等の点検及び調査を実施するとともに必要な情報を収集する。

(2) 応急措置

管路等の被害による二次災害を防止するため、断水等の応急措置を実施する。

ア 漏水が送水・配水に影響を及ぼす場合や二次災害の発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合は、速やかに断水する。

イ 漏水により、道路陥没等が発生して非常に危険と思われる箇所は断水後、保安柵等による危険防止措置を実施する。

(3) 管路の復旧

ア 管路復旧計画を策定する。

イ 管路の復旧は、可能な限り給水を継続しながら行う。また、管路の復旧順位は原則として、導水管、送水管、配水管、給水管の順に行う。なお、応急給水施設、指定避難所、医

療機関及び福祉施設等の重要施設に関わる管路を優先する。

ウ 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度を勘案し、必要に応じて路上配管等の仮設管による仮復旧を実施する。

エ 被害箇所の復旧作業を終了した後、直ちに通水する。通水するときは、濁水等の二次災害を防ぐために必要な措置を講じる。

オ 給水管（公道部）の復旧は、配水管の復旧、通水と並行して行う。また、配水管の復旧及び通水のために必要がある場合は、宅地内の止水栓までの復旧にあたる。

(4) 宅地内給水装置の復旧

宅地内給水装置の復旧作業及び応急措置は、宅地内給水装置の所有者から修繕申込みのあった者を対象に、所沢市管工事業協同組合などの指定給水装置工事業業者の協力を得て行う。

なお、応急給水施設、指定避難所、医療機関及び福祉施設等の重要施設に関わる管路を優先する。

2 浄水施設の応急対策

(1) 施設の点検

配水池、浄水場内の配管や設備、水質検査施設及び検査機器等の損傷状況等を点検する。

(2) 施設の復旧計画

浄水施設等の被害状況を把握し、水運用方針に関わる計画を具体的に定めて、関係機関と調整しつつ復旧を行う。

(3) 応急措置等

二次災害や被害の拡大を防止するための応急措置を行う。

(4) 施設の復旧

施設復旧実施計画を策定し、必要に応じて関係団体等の応援協力体制を確保して実施する。また、復旧後に通水する際は、濁水等の防止措置を講じる。

3 応援の要請・受入

管路復旧及び施設復旧について、活動要員及び資機材等の不足が見込まれる時は、日本水道協会及び市や県が協定を締結している団体に応援要請を行う。また、その他の団体等からの応援の申し出があった場合は調整の上、受入れる。

第7 下水道施設対策

市（上下水道局）は、次のとおり下水道施設の応急対策及び復旧を行う。

1 応急対策

被害状況を調査し、下水道管渠、ポンプ場、圧送管、都市下水路の被害に対し応急対策を講じ、下水道施設の機能の維持を図る。

- ア 工事中の箇所においては、請負人に対して被害を最小限に食い止めるように指導する。
- イ 非常災害時に備えて、応急補修資材（管材料及び土のう等）を備蓄する。
- ウ 電力の供給が停止した場合は発電機により水中ポンプを運転し、下水を排除する。
- エ 復旧用資材はあらかじめ備蓄資材として確保しておき、不足した場合には調達する。

2 応急復旧の支援要請

応急復旧に係る資材、人員等が不足するときは、緊急点検、応急復旧等の作業及び資機材について県が定める市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールに基づく県内他市町村からの支援を県に要請する。また、災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定を必要に応じて活用し、(公社)日本下水道管路管理協会からの支援を県に要請する。

第8 電気通信施設対策

東日本電信電話(株)埼玉事業部は、次のとおり電気通信施設の応急対策及び復旧を行う。
市(総務部)は、電気通信事業者との連絡体制を確保し、被害状況、応急対策の状況、復旧の現状・見通し等を収集する。

1 応急対策

(1) 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講ずる。

イ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信の輻輳が発生するおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(2) 応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

- ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- ウ 復旧に当たっては、行政機関、他のライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

(3) 広報

- ア 災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。
- イ 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ウ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- エ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳自動音声案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、県、市との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

2 復旧

(1) 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

(2) 通信の輻輳対策

通信回線の被災等により、通信が輻輳する場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の開設の措置を講ずる。

第9 エネルギー確保

市(総務部、財務部)は、災害対策に使用する車両、防災活動拠点(総則・予防対策編 第1章 第5節 第1「4 防災活動拠点」参照)、病院等の重要施設の非常用発電機等に使用する燃料の不足状況を把握する。

燃料が不足する場合は、都市ガス事業者や災害協定を締結している県石油業協同組合所沢支部、県LPガス協会所沢支部等に要請し、これらの車両、施設への優先的な燃料給油を行う。

市(総務部、環境クリーン部)は、長期停電により給電が必要な避難所等の機能維持のため、災害協定を締結している自動車販売店等へEV車等の派遣を要請し、当該施設への給電に努める。

第4節 応急対応の実施

【方針】

- 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は速やかに災害対策本部を設置し、応急活動体制を確保する。
- 地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるため、限られた消防力を効果的に運用するとともに、周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請する。
- 地域の防災力をはるかに超える大規模災害では速やかに応援を要請し、応援部隊の能力と技術を十分に活用する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 応急活動体制の確立	各部、各支部、防災関係機関
第2 防災活動拠点の開設・運営	各部、県
第3 警備活動	警察署
第4 消防活動	総務部、健康推進部、消防団、消防組合、自治会・町内会、自主防災組織
第5 自衛隊災害派遣	総務部、教育委員会、消防組合、警察署、県
第6 応援の要請・受入れ	各部、県

第1 応急活動体制の確立

1 市職員の非常配備

地震に対する市職員の配備基準、体制は次のとおりとし、地震発生時は震度に応じた自動配備とする。

震度以外の情報や災害の状況により市長が非常配備を決定した場合は、危機管理監から各部長を通じて配備する職員に対して動員の連絡を行う。

配備基準	【体制】 配備職員	主な業務
○市内で震度4を観測した場合 【自動配備】	【情報収集体制】 ○危機管理室職員	○地震及び気象情報の収集 ○警戒体制に備えた活動
○市内で震度5弱を観測した場合 【自動配備】	【警戒体制第1配備】 ○初動要員	○地震及び気象情報の収集 ○被害情報の把握
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	○警戒体制第1配備職員	○県及びその他の防災関係機関との連絡体制の確立

配備基準	【体制】 配備職員	主な業務
○市内で震度5強を観測した場合【自動配備】 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	【警戒体制第2配備】 ○初動要員 ○警戒体制第2配備職員	○地震及び気象情報の収集 ○被害情報の把握 ○県及びその他の防災関係機関との連絡体制の確立 ○非常時優先業務のうち必要事項の遂行 ○市本部の設置準備
○市内で震度6弱以上を観測した場合【自動配備】	【非常体制】 ○初動要員 ○警戒体制配備職員 ○市支部員 ○指定緊急避難場所担当員 ○全職員	○地震及び気象情報の収集 ○被害情報の把握 ○県及びその他の防災関係機関との連絡体制の確立 ○市本部、市支部の設置 ○非常時優先業務の遂行 ○自衛隊等の派遣要請

(1) 初動要員の参集

初動要員（総則・予防対策編 第1章 第5節 3「(1) 初動要員の確保」参照）に指名されている職員は、市内で震度5弱以上を観測した場合、所定の配備先へ自動参集し、所定の任務に着手する。

(2) 警戒体制配備職員の参集

市内で震度5弱又は震度5強を観測した場合、警戒体制配備名簿に基づき、勤務先に自動参集し、所定の任務に着手する。

(3) 市支部員・指定緊急避難場所担当員の参集

市支部員及び指定緊急避難場所担当員（総則・予防対策編 第1章 第5節「2 市災害対策本部」参照）に指名されている職員は、市内で震度6弱以上を観測した場合、市支部及び指定緊急避難場所へ自動参集し、市支部及び指定緊急避難場所の設置、運営を行う。

(4) 全職員の参集

震度6弱以上の場合は、全職員が自動参集を行う。

(5) 所定の施設へ参集できない場合の措置

交通の途絶等により所定の施設に参集できない場合は、最寄りの市本部又は市支部に参集し、所属長にその旨を報告する。

(6) 参集状況の把握

市（総務部）は、定期的に参集状況を職員参集システム及び各部（本部連絡員）から収集し、危機管理室（本部事務局）を通じて市長（市本部長）に報告する。

(7) 配備職員の証票

非常配備についての職員は、防災ベスト等を着用して災害対策に従事する。

2 所沢市災害対策本部の設置・運営

市は、所沢市災害対策本部要綱、所沢市災害対策本部運営要領に基づき、市本部、市支部の設置、運営を行う。

(1) 市本部の設置・閉鎖

ア 市本部の設置・閉鎖

市長は、次の場合に市本部を市本庁舎（4階入札室）に設置する。

- | |
|---|
| ① 市内で震度6弱以上を観測した場合【自動設置】 |
| ② 市内で甚大な被害が発生し、市民の生命、身体及び財産の保護を必要とする場合で、市長が必要と認めたとき |
| ③ その他市長が必要と認めたとき |

市本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧が概ね完了したと認めるときは市本部を閉鎖する。

市本部が設置又は閉鎖された場合、市（総務部、経営企画部）は関係機関への通知、市民への広報を行う。

通知先	市担当部
県（統括部）、県支部、防災関係機関	総務部
報道機関、市民	経営企画部

イ 市支部の設置・閉鎖

市本部長は、次の場合に市支部を各まちづくりセンターに設置する。

- | |
|---|
| ① 市内で震度6弱以上を観測し、相当規模の災害の発生が予測され、市民の生命、身体及び財産の保護するため本部長が必要と認めたとき |
| ② その他本部長が必要と認めたとき |

市本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において市支部の必要性がない、又はなくなったと認めるときは、当該市支部の事務を停止又は中止させることができる。

また、市本部長は、当該区域の応急対策が完了したと認めるとき、又は必要ないと認めるときに市支部を閉鎖する。

ウ 現地災害対策本部の設置

市本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部（以下「市現地本部」という。）を現場近くの市有施設等に設置し、副本部長その他の本部員等から市現地本部の本部長（以下「市現地本部長」という。）、本部員等を指名する。

市現地本部長は、緊急を要する場合、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において市現地本部長は、その旨を速やかに市本部長に報告する。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 避難情報の発令（災害対策基本法第56条・第60条、市長の権限） |
| ② 警戒区域*の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限） |
| ③ 市道の通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限） |

本部長は、市現地本部の応急対策が完了したと認めるときに市現地本部を閉鎖する。

エ 閉鎖後の事務の引継ぎ

市本部、市支部の閉鎖後においても継続すべき被災者支援や災害復旧等の事務がある場合は、当該事務を担当する部に引き継ぐか、又は復旧本部*を設置して事務を継承する。復旧本部は最小限の組織とし、事務分掌等は市本部に準ずる。

(2) 市本部の運営

ア 市本部長の代行

市長不在時、又は事故があるときは、①副市長、②教育長、③上下水道事業管理者の順に権限を委任する。

イ 本部会議の開催

本部長の招集により、方針や重要事項を審議する本部会議を適宜開催する。

構成	本部長、副本部長、本部長付、本部員、本部長が必要と認める者*
事務局	本部事務局
審議事項	① 災害対策の基本方針の決定 ② 災害対策、活動体制等の総合調整 ③ その他重要事項の決定
備考	※審議事項に応じて防災関係機関の職員等が出席できる。また、審議事項に応じて一部の本部員等に限定した会議を招集できる。

ウ 市支部会議の開催

支部長の招集により、支部内の災害対策に関する調整会議を適宜開催する。

構成	支部長、副支部長、支部員、支部付職員、支部長が必要と認める者*
事務局	支部（支部員）
審議事項	① 支部（まちづくりセンター）所管区域内の災害対策の基本方針 ② 支部の災害対策、活動体制等の総合調整
備考	※必要に応じて自主防災会連合会、自治連合会及び災害ボランティアの代表等が出席できる。

エ 受援調整会議の開催

総務部長の招集により、受援に関する調整会議を適宜開催する。

構成	総務部長、職員課職員、本部連絡員（各部）
事務局	総務部、本部事務局（オブザーバー）
審議事項	① 受援に関する方針の決定 ② 受援体制の総合調整 ③ その他受援に関する重要事項の決定

オ 部・支部の運営

部長・支部長は、部・支部の職員の参集状況に応じて部・支部の所掌事務（総則・予防対策編 第1章 第5節「2 所沢市災害対策本部」参照）を円滑に実行できるように職員を配置する。また、過労や健康障害を防止するため、職員の休憩や交替勤務を指示する。

本部連絡員は、部内の職員配置状況、勤務状況及び交替勤務の計画等を総務部に随時報

告する。

(3) 職員の応援

各部長は、職員が不足する場合、他部からの職員応援を市（総務部長）に要請する。

総務部長は、各部、各支部の職員配置状況、応援を要する職種等を把握し、業務継続計画を参考に庁内での応援を調整する。

なお、庁内の調整では対応できない場合は、他の自治体等への応援要請を行う。（本節「第6 応援の要請・受入れ」参照）

3 国・県との連携

(1) 市の行政機能の確保状況の報告

国、県からの速やかな支援を得るため、市（総務部）は震度6弱以上の地震を観測した場合、次の3点を所定の様式により速やかに県（統括部）へ報告する。

第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① トップマネジメントは機能しているか② 人的体制は充足しているか③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか |
|---|

(2) 情報連絡員との連携状況の報告

大規模災害により、県から情報連絡係（勤務時間内）又は情報連絡員（勤務時間外）が派遣された場合は市（総務部）に受入れ、県との連絡調整を依頼する。

(3) 現地本部との連携

国、県の現地災害対策本部が市内に設置されるときは、市は現地災害対策本部の設置支援及び情報連絡員の派遣等を行う。

4 その他関係機関との連携

市本部と防災関係機関との緊密な連絡調整を必要とする場合、市本部長は当該機関に対して市本部へ連絡員を派遣するよう求める。

防災関係機関は、連絡員を市本部に派遣するよう努める。

第2 防災活動拠点の開設・運営

1 市の防災活動拠点の開設・運営

市（各部）は、非常配備を決定した場合、状況に応じて防災活動拠点（総則・予防対策編第1章 第5節「4 防災活動拠点」参照）を開設し、運営体制を確保する。

また、市（経営企画部）は、防災活動拠点の確保について調整を行う。

拠点種類	担当部
市災害対策本部	本部事務局（危機管理室、秘書室、経営企画部）
市災害対策支部	支部（まちづくりセンター）
応援受入拠点	総務部
指定緊急避難場所、指定一般避難所	市民部、支部
指定福祉避難所	福祉部、こども未来部
仮設救護所	健康推進部
帰宅困難者一時滞在施設	市民部、施設担当部
遺体収容所	市民部
ヘリコプター臨時離着陸場	教育委員会
物資集積拠点（地域内輸送拠点）	産業経済部
災害ボランティアセンター	福祉部、市社会福祉協議会
災害廃棄物仮置場	環境クリーン部
応急仮設住宅用地	街づくり計画部
保健活動拠点	健康推進部
上下水道局災害対応本部	上下水道局

2 県の防災活動拠点との連携

県では非常体制の配備を決定した場合、防災活動拠点を開設する。市内では所沢商業高校（防災拠点校）、所沢航空記念公園がこれに該当する。

市（各部）はこれらの防災活動拠点と連携した災害対策を行う。

※防災活動拠点となる防災拠点校、県営公園には、次の機能がある。

防災拠点校	① 緊急宿泊所（体育館、武道場、食堂兼合宿所を利用し要配慮者の収容可） ② 備蓄倉庫（食料、生活必需品等） ③ 太陽光発電、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置
県営公園	① 臨時ヘリポート ② 夜間照明装置 ③ 非常電源 ④ 放送施設 ⑤ 耐震性貯水槽 ⑥ 井戸 ⑦ 災害用トイレ ⑧ かまどベンチ

第3 警備活動

警察署は、市、消防団、消防組合等と連携し、次の災害警備活動を行う。

① 情報の収集・伝達及び広報	② 警告及び避難誘導
③ 人命の救助及び負傷者の救護	④ 交通秩序の維持
⑤ 犯罪の予防検挙	⑥ 行方不明者の捜索、検視及び死体調査
⑦ 漂流物等の処理	⑧ その他治安維持に必要な措置

第4 消防活動

1 消防組合・消防団の活動

〔資料編 第3「4 埼玉西部消防組合、所沢市消防団の組織編成」参照〕

(1) 警防本部の設置

ア 非常招集

消防組合は、市内で震度5弱以上を観測した場合、又は体感等により震度5弱以上に相当する場合、災害情報メールや一斉放送等の手段により消防署、消防団に情報伝達を行う。

消防署、消防団は、可能な手段により所属の職員・団員、関係者及び関係機関等に情報伝達を行う。

消防組合は、非常招集発令の検討と必要な方針の決定を行い、決定事項等を市本部長（総務部）に報告する。

イ 警防本部・署隊本部の設置

消防組合は、市内が非常招集の発令基準に該当する場合、次の措置を行う。

- ① 埼玉西部消防組合消防庁舎に警防本部を設置する。
- ② 警防本部を設置した場合は、その旨を市本部長（総務部）へ報告する。
- ③ 消防署庁舎内に署隊本部を設置する。

ウ 消防団員の参集

消防団員は、消防団の計画に基づき職員に準じて参集する。

(2) 震災初動措置

消防署は、大規模地震発生時又は非常招集発令時に次表の初動措置を行う。消防団は、詰所等に参集した後に消防署に準じて初動措置を行う。

被害の 軽減措置	① 来庁者及び職員の安全確保	② 庁舎内からの出火防止
被害状況 の確認	③ 消防車両及び資機材の安全確保	
災害対応 準備	① 地震、気象情報の収集	② 管内災害発生状況の掌握
	③ 消防車両の点検と積載品の増強	④ 活動資機材の確保と点検
	⑤ 駆け付け救護等への準備	⑥ 署隊本部の設置準備
状況報告	① 指令センター又は警防本部への報告	
	② 署隊本部（署長）への報告	

(3) 消防活動体制の確立

ア 増強部隊の編成

大規模地震の場合、消防署及び消防団は、署隊本部の指揮統制の下、非常招集職員等により臨時の各種部隊編成を行う。

イ 活動方針

活動上の原則	地震被害想定では、市西部地域及び南部地域における被害が甚大である点を考慮し、消防活動全体の視点では当該地域への部隊の重点的投入を考慮しながらも、予測できない被害等への対応と地震災害発生直後における混乱状態を考慮し、各部隊は、それぞれ所属ごとに管轄区域内の災害事象に対応することを原則とし、情報連絡体制や職員の非常招集体制確立後は、署所間の応援や他市消防機関等の応援を得られるものとする。
消火活動	地震災害時における消火活動は、他の防災関係機関や市民による初期消火も有効であるが、消防署、消防団が特に専門性のある活動として優先的に行う活動であることから、署隊本部及び現場指揮者は次の内容について活動方針を決定する。 ① 火災の発生状況による活動優先地域及び部隊投入規模 ② 火災の状況と進展予測から、応援要請の可否 ③ 延焼阻止線の設定場所 ④ 避難指示とこれに基づく避難経路、避難場所確保のための活動方針
救助活動	救助事象は、被害想定から人的並びに物質的に消防機関のみが行える活動としてではなく、他の機関や市民による自主防災組織等と協力して行う活動として捉え、それぞれの装備や技術などを総合的に判断して役割分担をすることが重要であり、消防機関の部隊は、要救助者の状況や特殊資機材、特殊技術が必要な現場を優先して投入をすべきであり、署隊本部及び現場指揮者は、次の内容について活動方針を決定する。 ① 救助事象に対する優先活動場所及び部隊投入規模 ② 火災発生状況との関連による部隊投入と活動方針
救急救護活動	救急救護活動は、常に市と連携を図りながら活動することが重要であり、また、より多くの市民の救護を行うためには他の関係機関や市民による応急救護活動の状況を把握することも大切であることから、医療機関等と連携した搬送体制と部隊投入について活動方針を決定する。
広報活動	消防機関の広報活動は、次の内容を重点項目として、警防本部の統制の下、署隊本部は管内状況にあわせて効果的に実施する。 ① 出火防止に関すること ② 避難指示に関すること ③ 危険区域に関すること ④ 救護体制に関すること ⑤ 二次的な火災発生要因に関すること

ウ 他機関との調整

① 消防応援部隊との調整

消防の応援体制により派遣される各部隊との総合調整は、警防本部長の指示の下、警防班が行い、現場活動における連絡調整は署隊本部が行う。

② 警察並びに自衛隊との調整

警察並びに自衛隊との総合調整は警防本部の調整を優先し、現場活動における連絡調整は、署隊本部が行う。

③ 医療機関との調整

医療機関との調整は、仮設救護所との連携を考慮して市（健康推進部）と連携して行い、現場活動における連絡調整は警防本部救急班が署隊本部と連携して行う。

④ 他の防災関係機関との調整

他の防災関係機関との総合調整は、警防本部の各班が連携して行い、現場活動における調整は署隊本部が行う。

2 消防応援

(1) 応援要請

消防組合管理者及び消防長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定を締結する他の消防機関に応援を要請する。

消防組合管理者は、知事に消防応援を要請する場合、次の事項を明らかにする。要請は緊急を要するため通信により依頼し、事後速やかに文書を提出する。被害が甚大で状況把握も困難である場合は、その旨を県に連絡して被害状況の把握活動の支援を要請する。

- ① 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- ② 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ④ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 受援体制の確立

応援部隊との総括的連絡調整は警防本部が、活動現場における連絡調整は署隊本部が行う。

3 市民の自主的な活動

市民は居住する地域において地震被害が発生した場合、自主防災組織や自治会・町内会等の組織を中心に一致協力して次の活動を行い、被害の軽減に努める。なお、平常時から防災資機材の備蓄や訓練等を行い、地域の災害対応力の向上に努めておく。

- ① 各住戸における出火防止とともに、発生した火災に対して初期消火活動を行う。
- ② 倒壊建物等からの救出や負傷者への応急救護活動を行う。
- ③ 地域市民の安否情報や被災情報の収集と伝達を行う。

第5 自衛隊災害派遣

1 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の要請は人命救助を優先し、次の3つの要件を勘案して行う。

- ① 緊急性の原則
差し迫った必要性があること。
- ② 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ③ 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

なお、災害派遣活動は次のとおりである。

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、市（総務部）は次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合にあっては電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊（陸上自衛隊第 32 普通科連隊長）に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

① 災害の状況及び派遣を要請する事由	② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容	④ その他、参考となるべき事項

2 派遣部隊の受入れ

(1) 緊密な連絡協力

市（総務部）、警察署、消防組合等は、災害派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市（総務部）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複せず、効率的に作業を分担するよう調整する。

(3) 作業計画及び資材等の準備

市（総務部）は、自衛隊に作業を要請又は依頼するに当たり、先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業に必要なとする十分な資料を準備し、かつ諸作業に関係ある管理者の理解をとりつける。

- | |
|------------------------|
| ① 作業箇所及び作業内容 |
| ② 作業の優先順位 |
| ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 |
| ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 |

(4) 自衛隊との連絡窓口一本化

市（総務部）は、災害派遣部隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉窓口を明確にする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市（総務部、教育委員会）は、県と協力して、災害派遣部隊に次の施設等を準備する。

施設の種類	備考
災害対策本部事務室	市災害対策本部内を予定
宿舍	航空記念公園内を予定
材料置場（野外の適当な広さ）	航空記念公園内を予定
駐車場（車一台の基準3 m × 8 m）	航空記念公園内を予定
ヘリコプター臨時離着陸場（2方向に障害物がない広場）	航空記念公園内を予定

(6) 経費の負担区分

災害派遣活動に要した経費は派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費 |
| ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 |
| ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等 |
| ④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償 |
| ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。 |

3 撤収依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（市本部長）は知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

第6 応援の要請・受入れ

1 市の受援体制の確立

(1) 受援の準備

市（総務部）は、応急措置を速やかに実施するため、受援計画に基づき職員、資機材等の不足状況に関する情報を各部（本部連絡員）から収集する。また、県や関係機関から派遣された連絡員と、市の被害状況、職員・資機材等の不足状況を共有し、円滑な受援に向けた準備を行う。

また、自治体等職員の応援受入拠点（市民文化センターミュージズ）の開設を準備する。

(2) 要請連絡窓口の確保

市（総務部）は、法制度や災害協定等による応援協力を迅速に確保するとともに、協力の重複や混乱等を防止するため、協力を予定する団体への連絡窓口を次表のとおり設定する。

要請は、必ず連絡窓口となる部を通じて行う。連絡窓口となる部は、応援活動の指揮命令体制が確立するまで団体との連絡・調整を行う。

各応援協力団体への連絡窓口

応援協力予定団体（略称）	主な応援協力内容	要請連絡窓口
県、他市町村、自衛隊、所沢郵便局、所沢警察署、KADOKAWA	複数分野の応援	総務部
東京電力パワーグリッド	停電復旧	
大宮国道事務所、所沢新聞販売協会、アクティブガジェット	情報収集	
ジェイコム埼玉・東日本、ヤフー、BWA ジャパン、電気興業、バカン	広報	経営企画部
県トラック協会、県バス協会、全日本レッカー協会、県石油業協同組合、県LPガス協会、上田	緊急輸送、燃料供給	財務部
埼玉土地家屋調査士会	家屋被害調査	
セレスポ、5日で5000枚の約束プロジェクト実行委員会、県行政書士会、埼玉司法書士会、カマタ、有村紙工、出羽紙器製作所、所沢東町地区市街地再開発組合、日産、ウエストエネルギーソリューション、西武鉄道、西武バス、西武リアルティソリューションズ、住商アーバン	避難所、一時滞在施設、市民相談の支援	市民部
県霊柩自動車協会	遺体の搬送	
県米穀小売商組合、西友、山田食品産業、埼玉縣信用金庫、所沢小売酒販組合、生活協同組合コープみらい、マミーマーケット、竹内電機、伊藤園、ヤオコー、コカ・コーラボトラーズジャパン、いるま野農業協同組合、西武鉄道	飲料水・食料・生活物資の供給	産業経済部
県助産師会所沢地区	医療救護	健康推進部

応援協力予定団体（略称）	主な応援協力内容	要請連絡窓口
国立秩父学園、所沢特別支援学校、助産院もりあね、若狭会、聖久会、安心会、健寿会、博寿会、栄光会、藤の実会、桑の実会、入間川病院、国立障害者リハビリテーションセンター	福祉避難所の提供	福祉部
県清掃行政研究協議会、県一般廃棄物連合会、協同組合所沢清和会、所沢一般廃棄物処理事業協同組合、所沢共栄商事、本橋清掃、水ing、県西部地域まちづくり協議会、藤和商事、エス・イーティ、県再生資源事業協同組合、県解体業協会、JFE エンジニアリング	災害廃棄物処理等	環境クリーン部
市建設産業連合会（危険度判定関係）、埼玉建築士会、県宅地建物取引業協会	応急危険度判定 応急仮設住宅	街づくり計画部
市建設産業連合会（応急復旧関係）、市建設業協会、市造園建設業協会、コーエイ、レンタルのニッケン、サイニチ、西尾レントオール、日野興業、西武建設、県電気工事工業組合、埼玉土建	建設作業、資機材等の提供	建設部
埼玉りそな銀行	公金支払	出納室
市管工事業協同組合、第一環境、市下水道施設維持管理協力会、県・県内他市町・組合・下水道管路管理業協会	応急給水、管路復旧	上下水道局
早稲田大学、日本大学、県大宮公園事務所	ヘリコプター臨時離着陸場の確保	教育委員会

〔資料編 第4「1 災害時応援協定一覧」参照〕

2 他市町村への応援要請

市長は、地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条及び相互応援協定に基づき他市町村に応援を求める。

その判断は、概ね次のような事態に際して行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。 ② 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。 ③ 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。 |
|--|

3 県等への要請

市（総務部）は、県又は指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援の斡旋を求める場合は、県（統括部）に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実 施の要請	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品 名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措 置内容） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法第 68条
指定地方行政機関、 他都道府県の職員 又は他都道府県の 市町村の職員の派 遣又は斡旋を求め る場合	① 派遣要請又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣要請又は派遣の斡旋を求める職員の職種 別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災害対策基本法第 29条、第30条 地方自治法第252条 の17

4 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市（総務部）は、市単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対して県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請する。

派遣対象業務は次のとおりで、短期の活動に限られる。

- | | | | |
|------------|------------|--------------|----------|
| ① 災害対策本部運営 | ② 避難所運営 | ③ 物資搬出入 | ④ 住家被害認定 |
| ⑤ 罹災証明書交付 | ⑥ 生活再建各種相談 | ⑦ ボランティア受付支援 | 等 |

5 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

市（総務部）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{※1}、対口支援チーム^{※2}の支援が必要と認める場合、県に派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

6 経費負担

(1) 国又は他都県、他市区町村から市に職員派遣を受けた場合

市に派遣された職員に対する災害派遣手当及び給与等経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条、第19条及び災害派遣手当の額等に関する条例に定めるところによる。

〔資料編 第4「2 災害派遣手当等の額に関する条例」参照〕

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、事前に相互に協議して定めた方法に従う。

第5節 災害情報の収集・伝達

【方針】

- 応急対策を適切に実施するため、市及び防災関係機関が相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達を行う。
- 被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報を迅速に広報する。
- 効果的な応急対策を行うため、被災者等の要望や苦情などの広聴を行う。
- 被災者や市民の要望に適切に対応するため、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供窓口を設置する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 非常通信体制の確保	本部事務局、経営企画部、総務部、財務部、防災関係機関
第2 災害情報の収集・伝達	各部、防災関係機関、自治会・町内会、自主防災組織
第3 災害広報・広聴活動	各支部、経営企画部、総務部、市民部、防災関係機関

第1 非常通信体制の確保

1 通信手段の確保

市（本部事務局、財務部）及び防災関係機関は、災害時に一般電話等の疎通状況を確認する。一般電話等の通信に支障がある場合、次の通信手段を確保する。

通信手段	通信区間
災害時優先電話	市本庁舎、防災関係機関の相互連絡
市防災行政無線（移動系）	市本庁舎、市支部等の相互連絡
市防災行政無線（同報系）	市本部から指定緊急避難場所・指定避難所等への連絡
県防災行政無線	市本部、県内他市町村、県、県支部、県出先機関（県土整備事務所、保健所）、自衛隊（大宮駐屯地）、NHKさいたま放送局、熊谷地方气象台、日赤埼玉県支部等との相互連絡

2 非常通信の利用

有線通信や防災行政無線等が使用できない場合、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の通信手段を利用した非常通信を行うことができる。

通信手段	通信区間
消防用無線	埼玉西部消防組合通信指令センターと消防車両等の相互連絡及び消防団車両（受令機）への連絡
警察無線	所沢警察署、県内他警察署、県警察本部の相互連絡
電気事業用無線	東京電力パワーグリッドの本店、支社等の相互連絡
ガス事業用無線	武州ガスの本店、営業所等の相互連絡

通信手段	通信区間
運送事業者等	業務用無線局の相互連絡
アマチュア無線局	アマチュア無線局の相互連絡

〔資料編 第6「1 防災関係機関等無線施設」参照〕

3 その他の通信連絡手段の利用

(1) 伝令の派遣

市（総務部）は、状況に応じて通信可能な施設、地域まで伝令（バイク、自転車等）を派遣する。

(2) インターネットの利用

市（経営企画部）は、市ホームページ、ところざわほっとメール等による情報発信を行う。

(3) 臨時災害 FM 放送局の開設

市（経営企画部）は、臨時災害 FM 放送局開設申請を総務省関東総合通信局へ申請する。その後、市ホームページ、ところざわほっとメールにて周波数及び放送スケジュールを周知し、臨時災害 FM 局放送にて情報発信を行う。

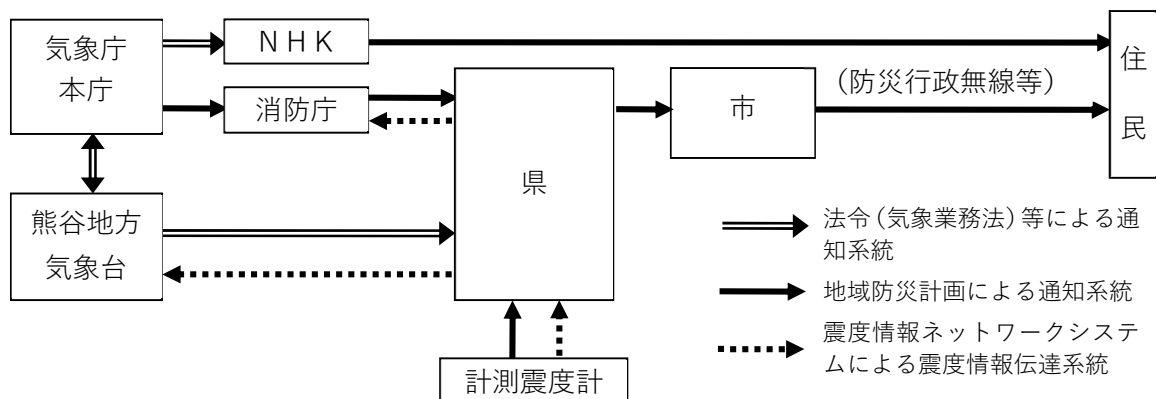
第2 災害情報の収集・伝達

1 地震情報の伝達

市（本部事務局）は、市内に設置されている計測震度計による震度や気象庁から地震に関する情報を収集する。

市（経営企画部）は、市防災行政無線、広報車、ところざわほっとメール等により、地震に関する情報を伝達する。

なお、緊急地震速報で市内の震度が5弱以上と推定される場合は、Jアラートによる警告が市防災行政無線（同報系）から自動的に放送され、緊急速報メール（エリアメール）も自動的に発信される。



地震情報の伝達経路

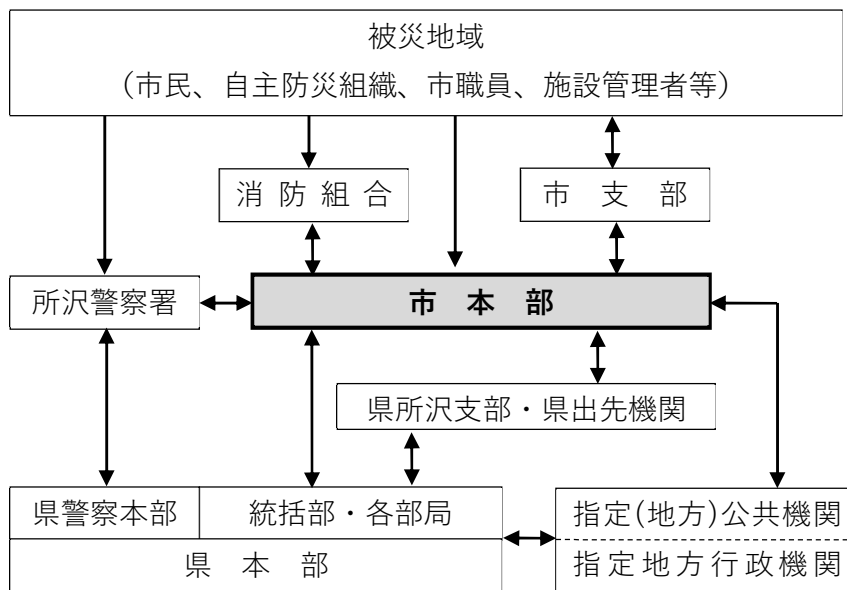
気象庁発表の地震情報の種類

種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名(本市は「埼玉県南部」と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

2 被害情報等の収集・とりまとめ

市(各部)及び防災関係機関は、地震発生直後から所管する地域、施設等からの被害情報等を収集する。

また、災害の危険が解消した段階で被害について調査を実施し、各部とりまとめの上、随時、市(総務部)へ報告する。



被害情報等の伝達系統

(1) 被害情報等の収集

市（総務部）は、防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て被害情報等を収集する。

ア 災害発生直後は、市職員が参集途上に見聞した被害情報を収集する。

イ 市支部は所管区域の被害情報を、市（各部）及び防災関係機関は所管施設等の被害情報を、それぞれ収集、調査して市（総務部）に報告する。

ウ 自治会・町内会、自主防災組織は、把握した被害状況を市支部に報告する。

エ 市による情報収集、調査が困難なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求める。

オ 警察署と緊密に連携し、特に行方不明者については正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(2) 被害情報等のとりまとめ

市（総務部）は、各部、防災関係機関から収集した被害情報等を、時系列、カテゴリ別に整理し、市本部長（本部事務局）に提出する。

3 県への報告

〔資料編 第6「2 被害報告の項目と定義」参照〕

(1) 市からの報告

市（総務部）は、とりまとめた市内の被害状況等を県災害オペレーション支援システム（使用できない場合は防災行政無線FAX等）で、災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項を併せて県（災害対策課、勤務時間外は危機管理防災部当直）に報告する。

報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

なお、県に報告ができない場合は、消防庁を通じて内閣総理大臣に直接報告する。被害速報は発生速報と経過速報に区分し、被害の程度については住家被害、非住家被害及び人的被害並びに公共土木被害を優先して報告する。

報告の対象災害・区分

報告すべき災害	① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 市が災害対策本部を設置したもの ③ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの ④ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの ⑤ 市内で震度4以上を観測したもの ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの
報告区分	① 発生速報 県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。 災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。 ② 経過速報 県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。 なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

第1章
第5節

県への報告先

県災害対策課 (勤務時間外は危機管理防災部当直)	勤務時間内：電話 048-830-8181 (直通) 勤務時間外：電話 048-830-8111 (直通) 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111
-----------------------------	--

消防庁への報告先

区分		平日 (8:30~18:15)	左記以外
		(消防庁応急対策室)	(消防庁宿直室)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注)TN は、回線選択番号を示す。

(2) 指定地方行政機関等からの報告

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他公共機関は、災害情報に関する連絡窓口を定めて関係機関に通知するとともに、その管理に属する施設について必要な被害状況を取りまとめて、県及び市（総務部）に報告する。

第3 災害広報・広聴活動

市（経営企画部）及び防災関係機関は、相互に協力してそれぞれが有する広報媒体を有効活用し、状況に応じた正確な広報に努める。

報道機関は、市民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、市及び防災関係機関の災害対策の支障とならないように留意して適切な報道や取材を行う。

1 災害広報

(1) 広報資料の作成

市（経営企画部）は総務部がとりまとめた災害情報等を活用し、概ね次の内容の広報資料を作成する。

ア	地域の被害状況に関する情報
イ	市内の避難に関する情報
	① 避難指示等に関すること
	② 避難施設に関すること
ウ	地域の応急対策活動の状況に関する情報
	① 救護所の開設に関すること
	② 交通機関及び道路の復旧に関すること
	③ 電気、水道等の復旧に関すること
エ	被災者への生活再建支援に関する情報
オ	その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
	① 給水及び給食に関すること
	② スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること
	③ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
	④ 防疫に関すること
	⑤ 災害相談窓口の開設に関すること
	⑥ 市民、自主防災組織等への防災活動の要請

(2) 広報の実施

市（経営企画部）は、市が保有する広報媒体等を活用し、次のような方法で広報を行う。また、被害状況により必要と認める場合は、県に協力を要請する。

媒体等	方法
ア 防災行政無線等	市防災行政無線（同報系）、市ホームページ、SNS（所沢市Twitter、Facebook、Instagram）を活用する。
イ 広報車	可能な限り、必要な地域に広報車を出動させて巡回放送を実施する。

媒体等	方法
ウ 緊急速報メール等	避難に関する事項等、緊急性が高い事項については、ところざわほっとメール、緊急速報メール（エリアメール）、Yahoo!防災速報等での一斉配信を行う。
エ 紙面広報	広報紙、ビラ、チラシ等を発行し、各戸配布、公共施設、避難所等への掲示を行う。
オ 放送局の活用	災害協定を活用し、ラジオ、テレビ放送を行う。また、必要に応じて臨時災害FM放送局を立ち上げ、周波数を市民等に周知する。 なお、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備による通信ができない場合で特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づいて、基幹放送事業者（日本放送協会、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等）に放送を要請する。
カ 要配慮者に配慮した広報	聴覚障害者のためのファクシミリ発信、手話通訳放送、文字放送等を実施するほか、外国人のために多言語による放送等を実施する。
キ 市支部の広報	市支部は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て各地区固有の情報等を在宅避難者等に提供するよう努める。
ク 避難所での広報	避難所等に専用掲示板を設置するほか、語学ボランティアによる外国語での情報や手話等による情報提供等を行う。
ケ その他	関係機関の協力を得て、被災地内外に向けた情報発信に努める。

(3) 報道機関への発表

市（経営企画部）は、市内外へ広く情報を発信するため、新聞社、テレビ・ラジオ放送局に広報資料を提供する。

提供する情報は、(1)の情報に加えて、被災者支援のための義援金、救援物資、ボランティアの募集等を含めるものとする。

2 広聴活動

(1) 災害相談窓口の設置

市（市民部、支部）は、災害に関する市民からの問合せ、生活再建等の相談に対応するため、本庁舎、市支部等に災害相談窓口を設置して対応する。

市単独では対応できない相談事項については、県の災害情報相談センター（震災相談連絡会議）等と連携して対応する。

〔資料編 第6「3 相談カード」参照〕

(2) 相談情報の利用

市（市民部、支部）は、災害相談窓口での被災者の要望等を取りまとめて総務部に報告する。市（総務部）は、内容を分析し、必要に応じ関係部に伝達する。

(3) 安否情報の提供

市（市民部、支部）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された住民の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答する。また、回答に備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第6節 医療救護等対策

【方針】

- 大規模災害により救命措置を要する負傷者が多数発生した場合は、救急救助及び医療救護に万全を期するが、市の能力では十分でないときは、関係機関の協力を速やかに確保する。
- 災害発生から数日経過すると衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態が悪化する被災者が多数発生することから、被災者の健康状態の維持に万全を期する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 救急救助活動	消防組合
第2 医療救護活動	経営企画部、健康推進部、市民医療センター、県、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会
第3 防疫活動	環境クリーン部
第4 遺体の取り扱い・埋火葬	市民部、消防団、消防組合、県、警察署、市医師会、市歯科医師会

第1 救急救助活動

1 救急・救助活動

消防組合は市と連携し、次の基準により救急救助活動を行う。

(1) 出動基準

- ア 救急救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、救急隊と他の隊が連携して出動するよう努める。
- イ 救助活動を必要としない現場への出動は救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に搬送する。
- ウ 建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多大である場合には、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を要請する。

(2) 優先事項

- ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
- イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。
- エ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を

優先に救急・救助活動を行う。

(3) 他機関への応援要請

救急救助活動に関する応援要請は、第1章 第4節 第4「2 消防応援」に準ずる。

2 傷病者の搬送

消防組合は、救急車による傷病者の搬送に努めるが、大規模災害により対応が困難な場合は概ね次のように行う。

- (1) 軽症者又は救急車等に引き継ぐことができない場合は、市民、自主防災組織の協力等により仮設救護所等に搬送する。
- (2) 道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、県に対してヘリコプターによる搬送を要請する。

搬送手段の例示

搬送区間	搬送手段
自宅⇒仮設救護所、市内医療機関	徒歩、市民自家用車、リヤカー等
仮設救護所⇒市内後方医療機関、災害時連携病院	消防署（救急車）等
市内後方医療機関、災害時連携病院⇒災害拠点病院	消防署（救急車）、ヘリコプター等

第2 医療救護活動

災害救助法が適用された場合は知事が医療救護を実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は市長（市本部長）が実施を判断し、医療救護に着手する。

1 医療救護活動

市及び医療救護関係機関は、次の初動医療体制を速やかに確保し、医療救護活動を行う。

関係機関	初動時の主な役割
市本部（健康推進部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内全体の医療救護に関する総合調整、方針決定 ○ 医師会対策本部との連絡調整 ○ 市内の被害状況把握 ○ 医師会対策本部と連携した仮設救護所の開設判断、設置・運営 ○ 仮設救護所への人員派遣に関する調整
市民医療センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設救護所への医薬品の調達
医師会対策本部（市医師会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部との連絡・調整 ○ 医師会、医療機関等の被害状況の把握と整理 ○ 医療救護班の編成・派遣（随時、派遣可能者の把握） ○ 医療機関の傷病者受入体制に係る情報収集 ○ 仮設救護所の統括・調整（傷病者の把握、搬送手段、搬送先等）

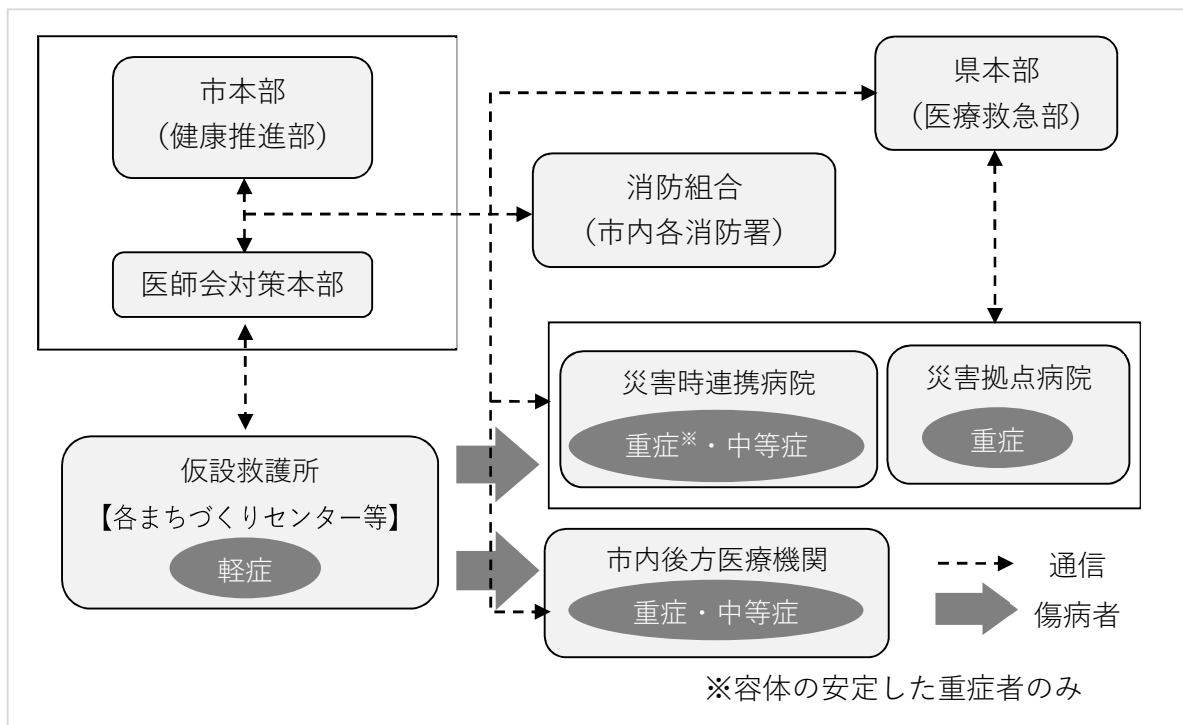
関係機関	初動時の主な役割
県本部（医療救急部） （保健医療調整本部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ○ 保健医療活動チーム*の派遣等 ○ 後方医療機関の指定 ○ 医薬品等の調達、供給
消防組合（所沢中央消防署、 所沢東消防署）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者の救出・救命処置、搬送
災害時連携病院 （市内：西埼玉中央病院）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中等症者及び容体の安定した重症者の受入
災害拠点病院 （市内：防衛医科大学校病院）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性期における重篤な患者の救命医療 ○ 救護病院からの処置困難な傷病者（重症者）の受入 ○ 域外搬送への対応 ○ 保有するDMAT*の派遣
市内後方医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬戸病院 ・ 所沢中央病院 ・ 圏央所沢病院 ・ 埼玉西協同病院 ・ 所沢第一病院 ・ 所沢明生病院 ・ 所沢ハートセンター ・ 所沢市市民医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会対策本部への自施設被災状況・受入体制等の連絡 ○ 急性期における中等症者・重症者への医療処置
その他の市内の医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療可能な病院、診療所での診療の継続、負傷者の受入れ ○ 診療不可能な場合における仮設救護所、診療可能な病院等での医療救護班としての活動

〔資料編 第7「1 市内後方医療機関」参照〕

〔資料編 第7「2 県指定の災害拠点病院・災害時連携病院」参照〕

〔資料編 第7「3 国立病院機構災害医療センター」参照〕

なお、各機関の連携体制は次のとおりとする。



(1) 医師会対策本部の設置

市医師会は、市内で震度6弱を観測したとき、又は市長（市本部長）から指示があった場合、医師会対策本部を市役所本庁舎に設置する。発災後72時間以後は、状況に応じて医師会事務局に移設する。

(2) 情報収集

医師会対策本部は市（健康推進部）と連携し、「埼玉県広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用して医療機関の被害状況等を収集する。

(3) 仮設救護所の設置及び医療救護班の編成

医師会対策本部は、編成可能な医療救護班数、班員を検討し、開設する仮設救護所について市（健康推進部）と協議・調整する。

医療救護班の編成内容は、次表のとおりとする。

担当	主な役割
医師（医療救護班長）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設救護所での活動の指揮 ○ 軽症者への応急処置 ○ 後方搬送の要否及び搬送順位の決定
薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ○ トリアージや軽症者の応急処置の補助 ○ 使用する薬剤の選定、医薬品・衛生材料の管理や要請 ○ 患者への調剤・処方補助・服薬指導
看護師	<ul style="list-style-type: none"> ○ トリアージや軽症者の応急処置の補助
市職員（健康推進部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会対策本部や市本部との連絡・調整 ○ 搬送の調整 ○ 避難者等へのボランティア呼びかけ ○ その他、事務一般

仮設救護所の設置場所は、市（健康推進部）と医師会対策本部で協議の上、次の施設の中から決定する。

① 松井まちづくりセンター	② 富岡まちづくりセンター
③ 小手指まちづくりセンター	④ 山口まちづくりセンター
⑤ 吾妻まちづくりセンター	⑥ 柳瀬まちづくりセンター
⑦ 三ヶ島まちづくりセンター	⑧ 新所沢まちづくりセンター
⑨ 新所沢東まちづくりセンター	⑩ 所沢まちづくりセンター
⑪ 並木まちづくりセンター	

市（健康推進部）及び医師会対策本部は各仮設救護所の班員を選定し、仮設救護所に派遣する。班員が不足する場合は、県その他関係機関に応援協力を要請する。

(4) 医薬品・衛生材料の管理・補給

市（市民医療センター）は、医師会対策本部から仮設救護所等において不足する医薬品、衛生材料の補給要請を受けたときは、平時の補給ルート及び市薬剤師会、県（医療救急部）等に供給の協力を要請する。また、医薬品・衛生材料の管理、記録等を行う。

(5) 情報発信

市（経営企画部、健康推進部）は医師会対策本部と連携し、仮設救護所の開設状況や医療機関の対応状況等について市民等に広報を行う。

(6) 助産救護

市（健康推進部）は医師会対策本部と連携し、受入可能な産婦人科医療機関を確認し、妊婦に情報提供する。また、状況に応じて受入医療機関への搬送を支援する。

2 地域における医療活動

(1) 巡回保健医療

市（健康推進部）は、状況に応じて市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と連携して巡回保健医療班を編成し、避難所等で次の巡回保健医療活動を行う。

- ① 避難所の衛生指導
- ② 避難者の健康相談、栄養指導、口腔ケア、こころのケア、薬の手配、服薬指導
- ③ 感染症、食中毒、エコノミークラス症候群、生活不活発病の予防等

(2) 精神科救急医療

市（健康推進部）は、災害相談や巡回保健医療等の活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関や臨床心理士等の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(3) 透析患者の支援

市（健康推進部）は医師会対策本部と連携し、透析医療機関の被害状況等の把握及び透析患者への情報提供を行う。また、避難所等においては、透析患者の避難の有無を把握し、必要に応じて情報提供・相談対応を行う。

第3 防疫活動

市（環境クリーン部）は、断水、汚水の溢水等の衛生条件の悪化により感染症等が発生するおそれがあるときは、被災地の消毒等を行う。また、感染症が発生した場合は、県の指示を受けて家屋及び付近の消毒を行う。

なお、消毒機、薬剤等を確保し、被災地及び避難所等の消毒に備えておく。

第4 遺体の取り扱い・埋火葬

災害救助法が適用された場合は知事が遺体の搜索、処理、埋火葬を実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（市長）が実施を判断し、搜索等に着手する。

1 遺体の搜索

(1) 搜索活動

市（市民部）は、県、警察署、消防団、消防組合、自衛隊等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により死亡していると推定される者を搜索する。

(2) 相談窓口の設置

市（市民部）は警察署と連携して相談窓口を設置し、行方不明者に関する問い合わせ等に対応する。

2 遺体の処理

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

市（市民部）は、災害の状況に応じて遺体収容所を斎場、武道館、所沢サン・アビリティーズに開設する。また、代替施設が必要な場合は体育館等を使用するほか、天幕等を設置して代用する。

市（市民部）は、県に報告の上、警察署等の協力を得て発見された遺体を遺体収容所へ輸送し、収容する。

(2) 遺体の処理等

市（市民部）は、警察署、市医師会、市歯科医師会、葬祭業者等の協力を得て、遺体収容所において次の遺体の処理等を行う。

死体調査等	○ 警察官による検視、死体調査を行う。 ○ 歯科医師による身元確認、法歯学上の協力を行う。
検案	○ 医師（医療救護班）による検案を行う。 ○ 必要に応じて洗浄・縫合・消毒等を行う。
保管等	○ 遺体及び遺留品等の整理、一時保管を行う。 ○ 遺族等へ遺体及び遺留品の引き渡し、埋火葬許可証の発行を行う。

3 遺体の埋火葬

市（市民部）は、身元不明遺体及び引取り手のない遺体の埋火葬を行う。

身元が判明している遺体の埋火葬は、原則としてその遺族・親戚縁者が行うが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋火葬が行えないと認める場合は、市が業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。

(1) 遺体の火葬

市（市民部）は、遺体を火葬に付す場合、市斎場に移送して行う。移送に当たっては、災害協定を締結している県霊柩自動車協会等に協力を依頼する。

火葬場の被災や火葬能力を超える多数の遺体がある場合は、災害協定を締結する市町村へ応援を要請する。

(2) 遺骨の埋葬

市（市民部）は、焼骨、遺留品の一時保管を納骨堂、寺院等に依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。

第7節 帰宅困難者対策

【方針】

- 地震発生直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が運行を停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。
- 家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時待機、主要駅周辺での一時滞在などの対策を実施するほか、都内や近隣市町村又は市内で帰宅困難者となった通勤、通学者等に対して適切な情報提供、代替交通手段の確保などを行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 帰宅困難者への情報提供	経営企画部、県、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、東日本電信電話(株)、報道機関
第2 一時滞在施設の開設・運営等	市民部、教育委員会、消防団、警察署、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、所沢駅周辺帰宅困難者対策協議会、自治会・町内会、自主防災組織
第3 企業・学校等における帰宅困難者対策	こども未来部、教育委員会、事業者
第4 帰宅支援	市民部、県、事業者

第1 帰宅困難者への情報提供

市（経営企画部）、県、鉄道事業者、報道機関等は、帰宅困難者に必要な交通情報や市内及び近隣市町の被害状況等を提供する。

電気通信事業者等は、安否を気遣う家族への情報連絡手段を提供する。

第2 一時滞在施設の開設・運営等

1 主要駅周辺による一時待機場所の確保

市（市民部）は鉄道事業者等と連携し、鉄道の運行が停止した場合の帰宅困難者による混乱を防止するため、一時的に待機させる場所を確保する。

施設名	最寄駅
所沢駅 1階東口通路	所沢駅
所沢駅 2階東西自由通路	所沢駅
所沢駅 2階待ち合わせスペース	所沢駅
所沢駅 3階通路	所沢駅

2 主要駅周辺における一時滞在施設の開設

鉄道等の運行再開の目処がたたない場合、市（市民部）は次の施設に一時滞在施設を開設する。

施設名	最寄駅
所沢まちづくりセンター（中央公民館）	所沢駅、西所沢駅
小手指公民館分館	小手指駅
柳瀬まちづくりセンター（柳瀬公民館）	東所沢駅
狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘駅
所沢市民体育館	航空公園駅、新所沢駅

また、所沢駅周辺の民間事業者と締結している災害協定を活用し、次の施設に一時滞在施設を開設する。

施設名	最寄駅
西武鉄道ビル	所沢駅
西武第二ビル（くすのきホール）	所沢駅
西武バス研修所	所沢駅

3 一時待機場所及び一時滞在施設への誘導

市（市民部）は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、警察署、所沢駅周辺帰宅困難者対策協議会等^{*}の協力を得て、帰宅困難者を駅周辺から一時待機場所及び一時滞在施設まで安全に誘導する。

4 一時滞在施設の運営

一時滞在施設の管理者は、受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じて備蓄している飲料水、食料等を帰宅困難者に提供する。

また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜提供するとともに、帰宅困難者には一時滞在施設の運営スタッフ又は補助者としての参画を促す。

なお、所沢駅周辺の一時的滞在施設においては、所沢駅周辺帰宅困難者対策協議会の協力を得て施設を運営する。

5 一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖は、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、又は行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等を一つの判断材料とする。

施設管理者は、閉鎖に当たっては市（市民部）と調整を行い、安全が確保されている道路、

公共交通機関の運行状況、代替輸送の状況等を帰宅困難者に情報提供する。

第3 企業・学校等における帰宅困難者対策

1 企業等における帰宅困難者対策

事業者等は、発災時に自社従業員等を一定期間事業所内に留め、飲料水・食料等の提供を行う。また、訪問者や利用者についても従業員と同様の対応に努める。

留まった従業員は可能な範囲で、地域の応急・復旧活動への参加に努める。

2 学校等における帰宅困難者対策

市（こども未来部、教育委員会）は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難となり児童・生徒等の引き取りが難しい場合、又は児童・生徒等の帰宅が困難な場合、一定期間校舎内に留める。

また、備蓄している飲料水・食料等の児童・生徒等への提供、あらかじめ定めている方法による保護者との連絡を行う。

第4 帰宅支援

1 代替輸送

県は、関係事業者等と連携し、避難行動要支援者を中心とした帰宅困難者の代替輸送を実施する。

市（市民部）は、代替輸送の発着所における帰宅困難者の円滑な乗降、県及び県医師会による救護所の設置等を支援する。

2 徒歩帰宅支援

災害時帰宅支援ステーションは、県との災害協定に基づき徒歩帰宅者を支援する。

また、沿道の市民や事業者等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所、トイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報の提供等に努める。

第8節 避難対策

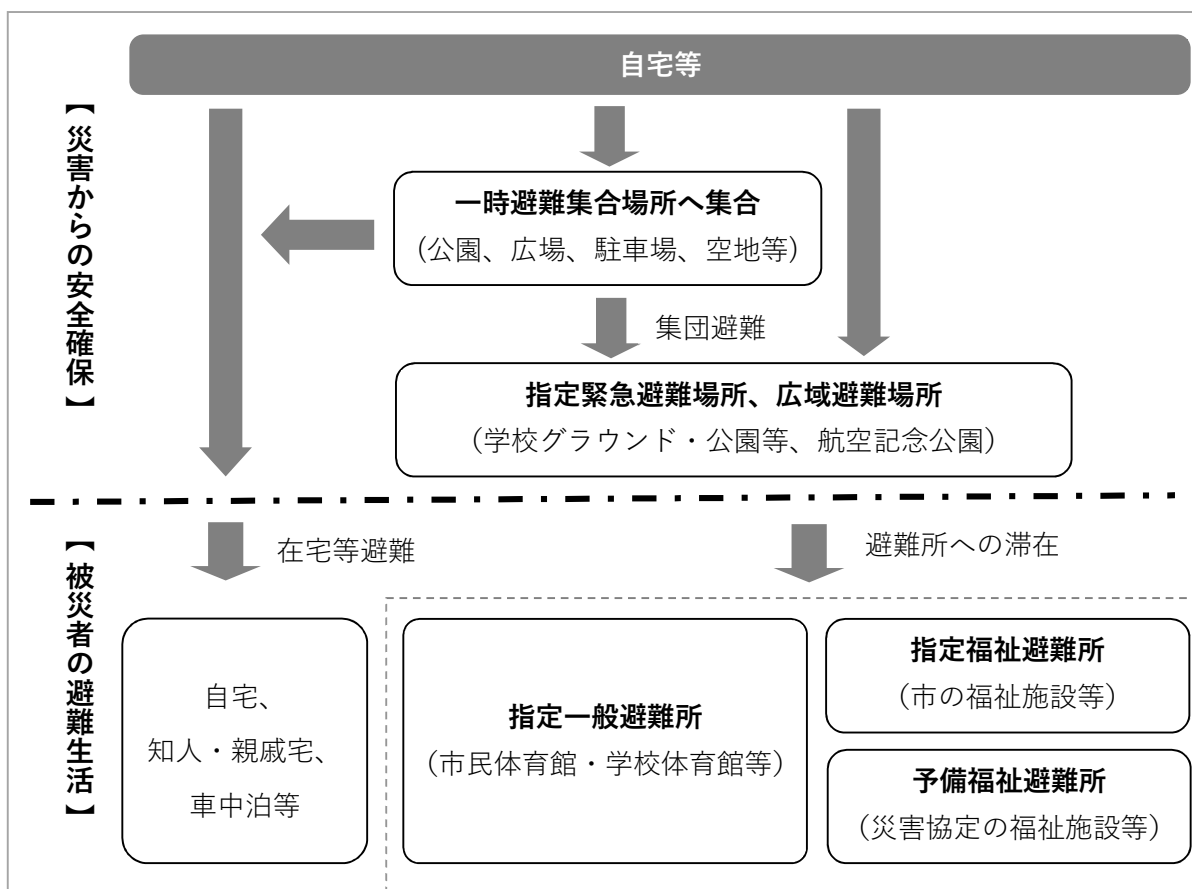
【方針】

- 地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。
- 身の安全を確保した後に市から避難指示等が発令されていなくても、状況に応じて自主的に避難するよう促す。また、住宅等の損壊、又は延焼火災の危険がない場合は、混乱や密集等を避けるため、在宅等の避難を行うよう促す。
- 避難所又は在宅での一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。
- 大規模災害時には、他からの多数の被災者の受入れを想定し、一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難活動	本部事務局、経営企画部、総務部、消防団、消防組合、県、警察署、自衛隊、避難支援等関係者、要配慮者利用施設
第2 避難所の開設・運営	各部、各支部、指定緊急避難場所担当員
第3 広域避難・広域一時滞在	本部事務局

避難行動の一例



第1 避難活動

1 避難情報の発令

市長（市本部長）、知事、警察官、自衛官等は、災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体等に危険を及ぼすと認められるときは、当該地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

市長（市本部長）は、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促す必要があるときは、高齢者等避難を伝達する。

避難情報の種類及び発令の目安

種類	市民等の行動	発令の目安
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難 ^{※1} に時間を要する者は避難を開始する。避難指示が発令されたときに、いつでも避難 ^{※1} できる体制をとる。	○火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測されるとき。 ○危険物の流出、拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき。 ○建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれ大きい地区があるとき。 ○その他市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき。
避難指示	危険区域の市民等は避難 ^{※1} する。	
緊急安全確保 ^{※2}	まだ避難していない危険区域の市民等は、現在の場所より安全な場所へ直ちに移動する。	

※1 避難行動には「立退き避難」と「屋内安全確保」がある。

「立退き避難」……災害リスクのある区域の外側にある指定緊急避難場所、親戚・知人宅、ホテル・旅館などへ移動すること。

「屋内安全確保」…災害リスクのある区域内で、建物の損壊や火災等の危険のない安全を確保できる場所へ移動すること。

※2「緊急安全確保」…避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動すること。

避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	○高齢者等避難：警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき。	災害対策基本法第56条第1項
	○避難指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
	○緊急安全確保：急を要すると認めるとき。	
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
警察官	○市長が避難のための立退き等を指示することができないと認められるとき。 ○市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

2 警戒区域の設定

市長（市本部長）、知事、警察官、自衛官、消防職員、消防団員等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	○災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施する災害対策基本法第63条第1項に係る事務について全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長又は消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	○火災の現場においては消防警戒区域を設定し、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長・団員、消防機関に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
	○消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防職員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	○消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	○市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき。	災害対策基本法第63条

3 避難情報等の解除

避難情報を発令した者及び警戒区域を設定した者は、その危険が解消されたと認める場合、それらを解除する。

4 避難情報等の共有

避難情報の発令及び警戒区域の設定を実施した場合及び解除した場合、市（総務部）、消防団、消防組合、県、警察署、自衛隊等の関係機関は、その旨を相互に連絡する。

5 避難誘導

(1) 避難情報等の周知

避難情報の発令、警戒区域の設定を行った場合は、速やかに次の内容をあらゆる広報手段を通じて住民等に周知する。

① 要避難対象地域、対象者	② 避難先	③ 避難指示等の理由
④ 避難時の留意事項	⑤ その他必要な事項	

市（経営企画部）は、市防災行政無線、広報車、緊急速報メール、SNS等を活用する。周知の際は、障害者、外国人等の要配慮者や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。また、解除した際も同様とする。

(2) 避難者の誘導

ア 避難情報を発令した場合、市（本部事務局）は指定緊急避難場所担当員を避難対象地域の指定緊急避難場所に配置し、災害の種類に応じた安全な避難スペースへ誘導する。

イ 警察署、消防団、自主防災組織等は、避難対象地域内の住民等の避難誘導に努める。また、自治会・町内会単位での集団避難を促進する。

ウ 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援に努める。なお、避難方法は個別避難計画に車両の使用を定めている場合を除き、徒歩を原則とする。

エ 要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画等により施設利用者の円滑な避難誘導に努める。

第2 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

市内で震度6弱以上の地震が発生したとき、災害により住宅の罹災者が発生した場合、市民から要請があった場合等に避難所を開設する。

なお、指定一般避難所の開設、運営の詳細は、指定一般避難所運営マニュアルによる。

ア 震度6弱以上の地震が発生した場合、指定緊急避難場所担当員は速やかに所定の指定一般避難所を開設する。

イ 災害により住宅の罹災者が発生した場合、市民から要請があった場合等で、市本部長が必要と認めた場合、市（本部事務局）は開設する避難所を選定し、担当の市支部及び指定緊急避難場所担当員に開設を指示する。

ウ 指定一般避難所だけでは施設が不足する場合、代替施設が必要な場合は、車中避難先の検討、ホテル・旅館等の活用を検討する。

エ 避難所の開設、避難者の受入れは、指定緊急避難場所担当員、施設管理者、自主防災組織等が協力して行う。なお、市は施設管理者と避難所開設時の施設の鍵の管理について取り決めを行っておく。

オ 開設に当たっては施設の安全点検を速やかに実施し、避難所としての使用可否の判断、避難者の安全確保措置を講じる。

カ 避難所を開設したときは、市（経営企画部）は施設の名称、所在地等を速やかに広報する。また、市（総務部）は、直ちに次の事項を知事に報告する。

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 避難所の開設の目的、日時及び場所 | ② 箇所数及び収容人員 |
| ③ 開設期間の見込み | |

2 避難所の管理・運営

避難所の管理・運営は、避難者の代表者、施設管理者、市職員などで組織する避難所運営委員会が行う。

避難所運営委員会は、市支部との連絡調整や避難所におけるニーズの把握により避難所運営を実施する。

特に、高齢者や身体障害者等の福祉ニーズの把握に十分配慮する。また、避難所の良好な生活環境の確保に努め、避難者のプライバシー、女性、性的少数者（LGBTQ）、宗教的な問題に配慮する。

なお、学校に避難所を開設する場合は学校長と連携、協力し、「所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱」に留意する。

〔資料編 第8「2 所沢市学校施設に係る避難場所等の管理及び運用に関する要綱」参照〕

(1) 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、人数、食料・物資等の需要を把握し、市支部を通じて市（市民部）に報告する。

(2) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを市（市民部）、市支部が円滑に共有できるよう、移動系防災行政無線等を活用する。

また、電気通信事業者の協力を得て、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 管理運営体制

女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、避難所運営委員会の役員には3割以上の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

その他避難所運営について専門性を有する外部支援者、災害ボランティア等の協力が得られるよう、活動環境を整える。

(4) 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

(5) 衛生確保等

状況に応じて仮設トイレ等を設置するほか、衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等について必要な措置を講じる。

(6) 要配慮者や女性、性的少数者等への配慮

ア 要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース*等を開設当初から設置できるように努める。

イ 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、妊産婦と母子用の避難室の確保、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備、防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、プライバシーの確保を含め、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

ウ 必要に応じて各種相談員、カウンセラーを配置又は巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

エ 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターふらっとや民間団体を積極的に活用する。

オ L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング*をしないよう注意する。

カ 担当職員や訪問介護員、民生委員・児童委員の訪問等による要配慮者の実態調査を実施する。

キ 保健師・助産師・訪問介護員・手話通訳者等の派遣を行う。

ク 意思疎通の難しい外国人のための外国語通訳等の派遣を行う。

(7) 要配慮者等に必要な物資等の支給

市（産業経済部、福祉部、こども未来部）は、要配慮者等のために必要な物資等を速やかに調達できる体制を確保する。特に、アレルギー症状者・透析患者・高齢者・身体障害者・乳幼児等に配慮した食料の供給に努める。

(8) 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

市（市民部、支部）は、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避

難者のプライバシーの確保に配慮する。

そのため、避難所運営委員会を通じてトイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況等、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

(9) 避難者の健康管理

市（健康推進部）は、良好な衛生状態の維持、避難者の健康状態の十分な把握に努める。また、保健師等による健康相談、医療救護班による巡回保健医療等の必要な措置をとる。

高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

(10) 新型コロナウイルス感染症対策

市（本部事務局、支部、健康推進部、指定緊急避難場所担当員）は、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大のおそれがある場合、国の通知及び県の「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に沿った次の対策を講じる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 住民への適切な避難行動の周知 ② 感染症対策に有効な物資の準備 ③ 受付時の健康状態の確認 ④ 適切な避難所レイアウトの検討 ⑤ 発熱者等の専用スペースの確保及び体調不良への適切な対応 ⑥ 自宅療養者の避難対応 ⑦ 感染症対策の徹底 |
|--|

(11) 避難者とともに避難した動物の取扱い

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことから、避難者が滞在する居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、飼養専用スペースを設置して飼養させる。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設けケージに入れ飼養させる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理、居室以外の専用スペースで飼養した場合の撤去後の現状復旧等は飼い主の責任とする。

(12) 避難所の長期化時の対応

避難所の開設が長期化することが予想される場合や短期間に複数の災害が発生した場合等、指定緊急避難場所担当員のストレス障害等を防止する必要があるときは、全庁的なローテーションによる避難所への担当職員の派遣体制をとる。

この場合、本部長（本部事務局）は各部に担当避難所を割り当て、各部長は割り当てられた避難所に部内の職員を担当職員として派遣する。

3 在宅等避難者の支援等

(1) 在宅等避難者の把握

市（経営企画部）は、自宅、知人・親戚宅、車中泊等の在宅等避難者に対し、最寄りの指定一般避難所へ状況を報告するよう広報を行う。

市支部は、自治会・町内会、自主防災組織等に、在宅等避難者の安否、支援ニーズ等の状況調査、最寄りの指定一般避難所（指定緊急避難場所担当員）への報告を依頼する。

指定緊急避難場所担当員は、在宅等避難者の状況を市支部へ報告する。また、市支部は情報をとりまとめて市（市民部）へ報告する。

(2) 在宅等避難者の支援

市（支部、各部）は、指定一般避難所を拠点として在宅等避難者に対して次のような支援に努める。特に、車中泊の被災者には、エコノミークラス症候群の発症予防を周知する。

- ア 入所可能な避難所等の案内
- イ 食料・物資等の提供
- ウ 健康相談等の対応
- エ 災害情報、被災者支援情報の提供

第3 広域避難・広域一時滞在

1 広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

市（本部事務局）は、県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

2 広域一時滞在

市域で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町村の区域における一時的な滞在の必要があるときは、災害対策基本法又は災害協定による広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

市（本部事務局）は、県内の他市町村に広域一時滞在を要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。また、県外の市町村への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して当該都県と協議するよう求める。

市（本部事務局）は、相互応援協定を締結している市町村に広域一時滞在の受入れを要請する場合は、所定の事項を明らかにして要請する。

(2) 広域一時滞在の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定一般避難所等を提供する。

また、相互応援協定を締結している市町村から本市への広域一時滞在の受入れを求められた場合は、可能な限りこれに応じて受入れに努める。

第9節 災害時要配慮者対策

【方針】

- 災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。
- 避難生活等に困難を伴う要配慮者を適切に支援する。
- 外国人が理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 社会福祉施設利用者への対応	福祉部、こども未来部、社会福祉施設管理者
第2 要配慮者への対応	危機管理室、市民部、各支部、福祉部、こども未来部、健康推進部、産業経済部、避難支援等関係者
第3 外国人の安全確保	経営企画部

第1 社会福祉施設利用者への対応

1 施設管理者の対応

施設管理者は、施設利用者の救助及び避難誘導を速やかに実施する。

また、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を施設利用者に配付するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。

2 市の対応

(1) 避難誘導及び受入先への移送の実施

市（福祉部、こども未来部）は、施設利用者の救助及び避難を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織等に協力を要請する。

(2) 状況の把握

市（福祉部、こども未来部）は、被災した施設利用者や他の施設等に避難した施設利用者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(3) ライフラインの優先復旧

市（福祉部、こども未来部）は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第2 要配慮者への対応

1 安否確認及び救助活動

市（市民部、福祉部、こども未来部）は、各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画等を活用し、避難支援等関係者の協力を得ながら行う。

なお、市（危機管理室、支部、福祉部）は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画について、情報の管理等に留意する。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、名簿情報や個別避難計画情報を提供することに同意のない者についても必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

また、近隣住民や自主防災組織等の協力を得ながら在宅の要配慮者の救助を行い、福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

2 要配慮者への支援

(1) 生活支援物資の供給

市（福祉部、こども未来部、産業経済部）は、アレルギー対応食などの要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の調達及び供給を行う。配付を行う際には、配付場所や配付時間を別に設ける等配慮する。

(2) 情報提供

市（福祉部、こども未来部）は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送等により情報を適宜提供する。

(3) 相談窓口の開設

市（福祉部、こども未来部）は、必要に応じて相談窓口を開設し、職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

また、状況に応じて県に対し、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所に派遣し、要配慮者への介護や相談業務などの福祉的支援を行うよう要請する。

(4) 巡回サービスの実施

市（福祉部、健康推進部）は、職員、民生委員・児童委員、訪問介護員、保健師等により巡回チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(5) 福祉避難所の設置

市（福祉部、こども未来部）は、状況に応じて指定福祉避難所を開設し、要配慮者の受入れ、医療、介護等の必要なサービスを提供する。また、不足する場合は災害協定を締結して

いる福祉施設等の協力を得て予備福祉避難所を開設する。

第3 外国人の安全確保

1 安否確認・避難誘導

(1) 安否確認

市（経営企画部）は、必要に応じて外国人住民に係る安否確認を行うとともに、調査結果を県に報告する。

(2) 避難誘導

市（経営企画部）は、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

2 情報提供及び相談窓口の開設

(1) 情報提供

市（経営企画部）は、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティア等の協力を得て災害広報紙等を発行し、生活支援情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

市（経営企画部）は、必要に応じて災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（経営企画部）は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図る。

第10節 物資供給・輸送対策

【方針】

- 災害時にも市民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。
- 大規模災害時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施し、原則として次の順位により行う。
 - ① 市民の安全を確保するために必要な輸送
 - ② 被害の拡大を防止するため必要な輸送
 - ③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 飲料水の供給	産業経済部、上下水道局
第2 食料の供給	総務部、産業経済部、教育委員会、指定緊急避難場所担当員、防災関係機関
第3 生活必需品等の供給	産業経済部、指定緊急避難場所担当員、防災関係機関
第4 救援物資の募集・受入れ	産業経済部
第5 緊急輸送	財務部、教育委員会

第1 飲料水の供給

災害時に飲料水が得られない被災者に飲料水を提供するほか、断水した重要施設を優先して給水活動を行う。

1 給水活動

市（上下水道局）は、断水の状況、病院等の重要施設の給水需要を把握し、給水活動を行う。

(1) 重要施設への給水

断水地区の医療機関（特に市内後方医療機関、災害拠点病院、災害時連携病院）、社会福祉施設、福祉避難所等の重要施設を優先し、給水車等による給水を行う。

(2) 被災者への給水

ア 拠点給水

指定緊急避難場所に設置した受水槽を給水拠点とし、給水車等で運搬、給水を行う。また、受水槽が設置されていない指定緊急避難場所及び帰宅困難者一時滞在施設等については、必要に応じて非常用飲料タンクを運搬し、給水車等で給水を行う。

避難者等は持参した容器にて受水することを原則とするが、必要に応じて市が備蓄する非常用ポリ袋・ポリ容器を活用する。

イ 給水栓の設置

水道施設の復旧状況、給水状況等を勘察し、必要に応じて消火栓への非常用臨時給水栓の設置や指定緊急避難場所への仮設給水栓の設置による給水を行う。

(3) 広報

給水の場所や時間、容器の持参、その他受水時の注意事項等を市民等に周知する。

給水量の基準

項目	経過日数			
	災害発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～復旧まで
目標応急給水水量	3リットル/人・日	20リットル/人・日	100リットル/人・日	250リットル/人・日
用途	生命維持に必要最低限の水	調理、洗面等最低生活に必要な水	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水
給水方法	耐震性貯水槽、受水槽、給水車等	基幹管路付近の可搬式応急給水栓	配水管上の可搬式応急給水栓	仮配管からの各戸共用給水

(4) 応援要請

活動体制、資機材等の不足が見込まれる時は、速やかに日本水道協会等に応援要請を行うとともに、その他の地方公共団体等からの応援の申し出があった場合は、速やかに受入調整を行う。

2 飲料水の調達

市（産業経済部）は、給水活動のみでは避難者等の飲料水が不足する場合、災害協定を締結した団体・企業等から飲料水を調達し、避難所等に供給する。

第2 食料の供給

1 備蓄食料の活用

地震発生直後（3日程度）は、原則として住民が自ら持参した家庭内備蓄の食料、市や県の公的備蓄の食料を充てる。指定緊急避難場所担当員は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じて避難者に配給する。

〔資料編 第9「6 防災備蓄倉庫の収容物」参照〕

2 食料の供給

(1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所に避難している者 ② 住家の被害等により炊事のできない者 ③ 災害による流通支障等で食料を得られない者 ④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の施設利用者 ⑤ 災害応急対策活動従事者（災害救助法の対象外） |
|---|

(2) 食料需要の把握

市（産業経済部）は、在宅等を含む避難者、職員や応援隊の食料需要を総務部から収集する。総務部は、在宅等を含む避難者の食料需要を市民部から、職員や応援隊の食料需要を各部から収集する。

(3) 食料の調達・輸送

市（産業経済部）は、災害協定を締結している事業者等に対し、避難所への食料品の供給を要請する。調達品目は、要配慮者や食物アレルギーの避難者に配慮する。

食料調達事業者が避難所へ配送できない場合、財務部を通じて災害協定を締結しているトラック協会等の運送事業者に配送を要請する。

また、必要に応じて物資集積拠点（地域内輸送拠点）を開設して食料品の一時集積を行った後、各避難所へ配送する。

(4) 食料の支給

各避難所において、指定緊急避難場所担当員は、避難所運営委員会等の協力を得て、供給食料品の受入れ、配分、在宅等を含む避難者への支給を行う。

3 炊き出し

市（教育委員会）は、状況に応じて学校給食施設を活用した炊き出しを行い、避難所へ配送する。

〔資料編 第9「7 炊出し実施場所」参照〕

(1) 食材等の調達

炊き出し用の食材等の供給は、産業経済部を通じて災害協定を締結している団体に要請する。

米穀の調達が困難な場合は、県に供給を要請する。また、交通、通信の途絶、被災地の孤立等により災害救助法が発動され、応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示された範囲内で農林水産省（農産局）に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく応急用米穀の緊急引渡しを要請する。

(2) 応援要請

炊き出しの人員、資機材等が不足する場合は県に協力を要請し、赤十字奉仕団等の応援、特定給食施設への調理委託、県LPガス協会等から避難所へのLPガス等代替エネルギーの供給を受ける。

また、状況に応じて自衛隊災害派遣部隊に炊き出しの支援を要請する。

(3) 避難所の支援

避難所運営委員会、自治会・町内会、災害ボランティア等が避難所において炊き出しを実施する場合は、産業経済部を通じて災害協定を締結している事業者等に、避難所への食材、調理器具等の供給を要請する。

4 情報共有

市及び防災関係機関は、物資の供給、調達、輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力する。

第3 生活必需品等の供給

1 備蓄品の活用

第1章 第10節 第2「1 備蓄食料の活用」に準ずる。

2 生活必需品等の供給

(1) 生活必需品等の供給対象者

生活必需品等の供給対象者は、次のとおりとする。

住家の被害が全半壊（焼）、流出、床上浸水等であって、被服、寝具その他生活上必要な日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 生活必需品等の需要把握

第1章 第10節 第2 2「(2) 食料需要の把握」に準ずる。

また、時間の経過とともに変化するニーズ、夏季や冬季のニーズ、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

(3) 生活必需品等の調達・輸送

第1章 第10節 第2 2「(3) 食料の調達・輸送」に準ずる。

(4) 生活必需品等の支給

第1章 第10節 第2 2「(4) 食料の支給」に準ずる。

3 情報共有

第1章 第10節 第2 「4 情報共有」に準ずる。

第4 救援物資の募集・受入れ

1 救援物資の募集・受付

救援物資の募集・受付は、仕分け等の手間を考慮して企業や団体からの大口のもののみとすることを原則とする。

市（産業経済部）は、団体や企業等からの支援の申出について提供申出者を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

2 救援物資の受入れ・管理

市（産業経済部）は物資集積拠点（地域内輸送拠点）を開設し、施設管理者や災害協定団体の協力を得て救援物資の受入れ・配分・保管等を行う。

なお、大量の救援物資を扱う場合は、民間物流事業者が持つノウハウやマンパワー、倉庫等の施設を活用する。

第5 緊急輸送

1 輸送手段の確保

(1) 車両の確保

市（財務部）は、市有車両を管理し、各部からの配車要請を踏まえて配車を行う。

市有車両では不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、災害協定を締結している運送事業者等からトラック、バス等を調達する。必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達及び斡旋を要請する。

(2) 緊急通行車両標章の表示

ア 緊急通行車両

市（財務部）は、災害対策基本法に規定する緊急通行車両（道路交通法による緊急自動車、災害応急対策の実施に必要な車両）の届出済証の交付を受けていない車両について「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

また、交付された標章を当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書を当該車両に備え付ける。

なお、届出済証の事前交付を受けている車両については、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出し、緊急通行車両の確認を受ける。

- ① パトカー、救急車、消防車等の緊急車両
- ② 災害応急対策に使用する車両

〔資料編 第5「2 災害対策基本法施行規則 別記様式第1～第3」参照〕

イ 規制除外車両

市（財務部）は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記アに準ずる届出を行う。

- ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ② 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3) その他の輸送手段の確保

市（財務部）は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合には、総務部を通じて県に対しヘリコプターによる航空輸送を要請する。

2 ヘリコプター臨時離着陸場の開設

県からの指示があった場合、又は市本部長が航空輸送が必要と判断した場合、市（教育委員会）はヘリコプター臨時離着陸場を開設する。

市（教育委員会）は、ヘリコプター臨時離着陸場予定地（次表参照）について開設が可能であるか、予定地の状況を早急に把握し、自衛隊等の協力を得て開設作業等を行う。

施設名	所在地
所沢航空記念公園	並木1-13
所沢市総合運動場	並木5-3
早稲田大学人間科学部 所沢キャンパスグラウンド	三ヶ島2-579-15
日本大学芸術学部 所沢キャンパスグラウンド	中富南4-21

第11節 市民生活の早期再開

【方針】

- 災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備するとともに、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を交付する。特に、中規模半壊以上の住宅罹災者には被災者生活再建支援金を速やかに支給できるよう、住家の被害認定調査を速やかに実施する。
- 被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。
- 動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関が協力して対応する。
- 災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して一時的な住居を確保する。また、災害により半壊（焼）、準半壊の被害を受けた住宅は、応急修理をすることで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。
- 応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じるため、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期する。
- 大規模災害時には多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となるため、被災者の生活再建等の措置を行い、市民生活の安定を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 災害救助法の運用	各部、消防組合、市社会福祉協議会、県
第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付	各部
第3 がれき等災害廃棄物処理対策	環境クリーン部、産業経済部
第4 動物対策	環境クリーン部、県、獣医師会
第5 応急仮設住宅対策	街づくり計画部、県
第6 文教対策	教育委員会、県
第7 生活再建等の支援	財務部、福祉部、産業経済部、防災関係機関、県、埼玉労働局、所沢公共職業安定所、住宅金融支援機構、日本郵便(株)

第1 災害救助法の運用

1 災害救助法の適用要請

市（総務部）は、災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、

県に対して災害救助法の適用を要請する。

(1) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

- ① 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が150世帯以上に達した場合
- ② 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が75世帯以上に達する場合
- ③ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔離した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情^{※1}がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準^{※2}に該当するとき

※1 災害救助法施行令第1条第1項第3号に係る特別の事情

- ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 災害救助法施行令第1条第1項第4号に係る基準

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生するおそれがある場合

国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに適用される。

(2) 滅失世帯の算定

災害救助法の適用基準の指標となる滅失世帯数は、被害家屋調査結果により算定する。

ア 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家が「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

滅失世帯の算定方法

全壊（全焼・流失）住家	1世帯
半壊（半焼）住家	1/2世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	1/3世帯

イ 住家被害程度の認定基準

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）による。

2 災害救助法による救助の対象

災害救助法を適用した場合、知事から救助事務の内容、期間等が市長に通知されるが、救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりである。

市（総務部）は、災害救助法の適用対象事務を担当する各部、輸送及び賃金職員等の雇上並びに救助事務を実施する各部に、関係帳簿の作成を依頼するとともに、作成された帳簿をとりまとめて県に報告する。

また、災害ボランティアセンターの運営を市社会福祉協議会に委託する場合はボランティアの調整事務にかかる費用が災害救助法の対象となることから、関係帳簿の整理を市社会福祉協議会に依頼する。

なお、災害救助法に基づき、市長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

救助の種類と担当

救助の種類	担当部	実施者区分
避難所の設置	市民部	市
炊き出しその他による食品の給与	産業経済部、教育委員会	市
飲料水の供給	上下水道局、産業経済部	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	産業経済部	市
医療	健康推進部	医療救護班の派遣は県及び日赤埼玉県支部(委任したときは市)
助産	健康推進部	市
学用品の給与	教育委員会	市
被災者の救助	消防組合	市
遺体の搜索	市民部、消防組合	市
遺体の処理	市民部	市
遺体の埋火葬	市民部	市
応急仮設住宅の供与	街づくり計画部	対象者・設置箇所の選定は市、設置は県
被災した住宅の応急修理	街づくり計画部	市
住居障害物の除去	街づくり計画部	市

(注) 災害が発生するおそれがある場合では、「避難所の設置」費用のみが対象となる。

輸送及び賃金職員等の雇上並びに救助事務の対象経費

輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費	① 被災者の避難に係る支援 ④ 飲料水の供給 ⑦ 救済用物資の整理配分	② 医療及び助産 ⑤ 死体の搜索	③ 被災者の救出 ⑥ 死体の処理
救助事務の対象経費	① 時間外勤務手当 ④ 消耗品費 ⑦ 印刷製本費 ⑩ 使用料及び賃借料	② 賃金職員等雇上費用 ⑤ 燃料費 ⑧ 光熱水費 ⑪ 委託費	③ 旅費 ⑥ 食糧費 ⑨ 修繕費 ⑫ 通信運搬費

(注) 災害が発生するおそれがある場合では、「被災者の避難に係る支援」のみが対象となる。
〔資料編 第11「1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」参照〕

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付

1 被災者台帳の作成

市（各部）は、被災者への支援を漏れなく行うために、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を整備し、共有する。

被災者台帳の記載（記録）内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 氏名② 生年月日③ 性別④ 住所又は居所⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況⑥ 援護の実施の状況⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由⑧ その他（内閣府令で定める事項） |
|---|

市（各部）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳を利用する。

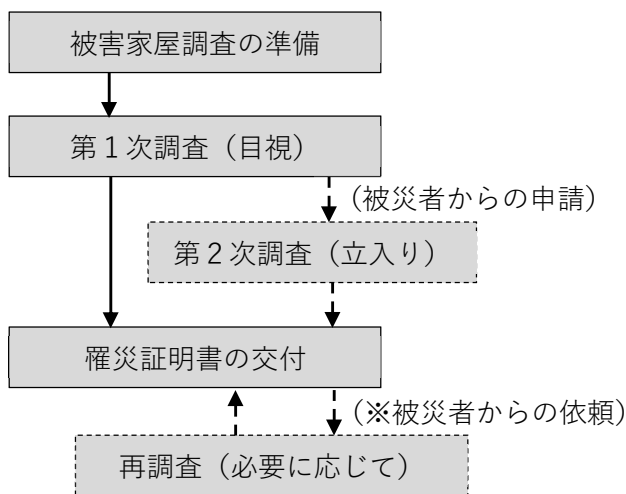
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で、台帳情報を内部で利用するとき。③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 |
|---|

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

2 住宅の被災調査・罹災証明書等の交付

市（財務部）は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。



罹災証明のながれ

(1) 住家被害調査

市（財務部）は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害調査を行う。

調査に当たっては被害状況を踏まえて調査計画を作成し、調査員、調査資機材等を確保して行う。調査要員が不足する場合は、県や災害協定を締結する他市町村、土地家屋調査士会等に応援協力を要請する。

火災により焼失した家屋等については、消防組合が消防法に基づく火災調査を行う。

(2) 罹災証明書の交付

市（財務部）は、罹災証明書の申請受付について広報し、被災者から罹災証明書の交付申請を災害相談窓口等で受け付ける。また、住家被害調査結果に基づき罹災証明書を交付する。

申請期限は災害発生日から概ね3か月までとするが、必要に応じて延長するものとする。

(3) 被災届出証明書の交付

市（財務部）は、罹災証明の対象とならない家財等の被害については、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被災届出証明書を必要に応じて被災者に交付する。

〔資料編 第11「3 罹災証明書交付申請書」参照〕

〔資料編 第11「4 罹災証明書」参照〕

〔資料編 第11「5 被災届出証明書」参照〕

第3 がれき等災害廃棄物処理対策

市（環境クリーン部）は、所沢市災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成し、災害廃棄物処理を計画的に推進する。

1 処理体制の確保

市（環境クリーン部）は、災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害

状況の把握と応急復旧を行う。

災害廃棄物処理に当たっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設等の利用を調整する。

〔資料編 第10「1 ごみ処理施設」参照〕

〔資料編 第10「2 市有清掃機材」参照〕

2 がれき等解体ごみ及び片付けごみ等の処理

市（環境クリーン部）は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。また、市の意図しない場所に片付けごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。

選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確認する。

応急対応時においても、市は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片付けごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

仮置場候補地

施設名	所在地	面積
北中運動場	北中 4-774-2	52,436 m ²
北野総合運動場	北野 2-29-2	50,353 m ²

3 し尿処理

市（環境クリーン部、産業経済部）は、必要に応じ、備蓄している仮設トイレを避難所に設置し、自宅のトイレが断水又は下水管の破損等により使用不能になっている世帯に簡易トイレを配布する。備蓄分のみでは不足する場合は、県、災害協定を締結している団体、市内リース会社等に協力を要請する。

また、被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行い、仮設トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行う。

水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

〔資料編 第10「3 市内のし尿汲取業者」参照〕

〔資料編 第10「4 仮設トイレ及び簡易トイレの備蓄状況等」参照〕

4 生活ごみの処理

市（環境クリーン部）は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図るとともに、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。

災害発生から数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努める。

5 損壊家屋の解体

市（環境クリーン部）は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業

者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

6 石綿飛散防止対策の実施

市（環境クリーン部）は、建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念される場合、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（埼玉県）」に準じて災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。

また、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

第4 動物対策

1 動物保護

市（環境クリーン部）は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力し、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、警察等の協力を得て収容、管理する。

2 情報共有

市（環境クリーン部）は、獣医師会等と連携して、次の情報を県と共有する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ② 必要資機材、獣医師の派遣要請 ③ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ④ 他都県市への連絡調整及び応援要請 |
|--|

第5 応急仮設住宅対策

1 被災建築物応急危険度判定

(1) 判定地区等の決定

市（街づくり計画部）は、被災状況を踏まえて危険度判定を要する地区を選定する。また、市本部、市支部、避難所、病院、緊急輸送道路等に係る建築物等を優先して行う。

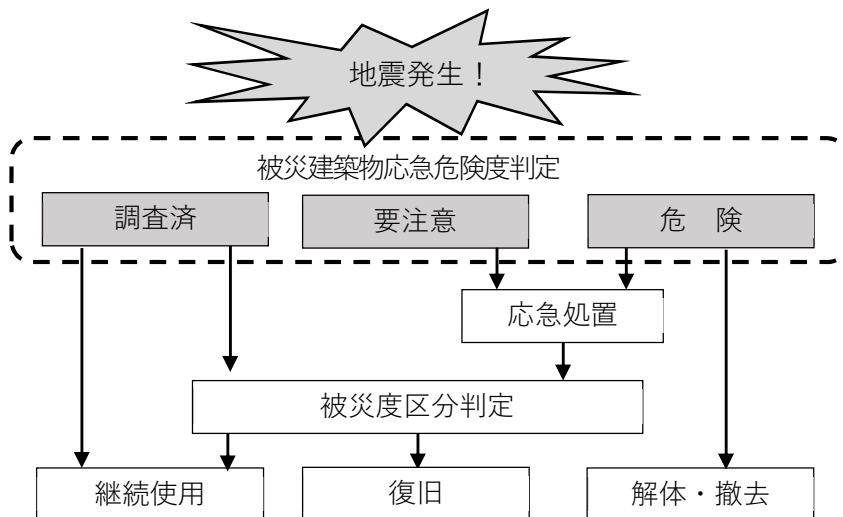
(2) 危険度判定の実施

市（街づくり計画部）は、災害状況に応じて応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施

を決定する。

情報収集後、判定実施計画を策定し、災害協定を締結している建築士会等に参集を要請し、かつ、県のマッチングシステムにて参集要請を行う。また、県内で判定士の確保が困難な場合は、県を通じて他県への参集要請依頼を行う。

判定ステッカーは、建築物の所有者、居住者、近くの通行者等に危険度判定結果を知らせるため、出入り口や危険箇所付近の目立つ場所に貼付する。



被災建築物応急危険度判定のながれ

2 被災宅地危険度判定

(1) 判定地区等の決定

市（街づくり計画部）は、宅地の被災状況を踏まえて危険度判定を要する地区を選定する。また、市本部、市支部、避難所、病院、緊急輸送道路等に係る宅地を優先して行う。

(2) 危険度判定の実施

市（街づくり計画部）は、災害状況に応じて宅地危険度判定実施本部を設置し、判定実施を決定する。

情報収集後、判定実施計画を策定し、判定士を確保して実施する。また、判定士の確保が困難な場合は、県等に判定士の確保を要請する。

判定ステッカーは、宅地の所有者、居住者、近くの通行者等に危険度判定結果を知らせるため、出入り口や危険箇所付近の目立つ場所に貼付する。

3 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、災害により住宅が半焼、半壊又は準半壊し、応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者を対象とする。

(1) 応急修理の受付

市（街づくり計画部）は、災害相談窓口において住宅の応急修理の申込みを受け付ける。

(2) 応急修理の実施

応急修理の対象は、屋根、壁、床等日常生活に欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

4 応急仮設住宅の供給**(1) 既存住宅の活用****ア 公的住宅の確保**

市（街づくり計画部）は、住宅を失った被災者に対して、県を通じて、県営住宅、都市再生機構・公社等住宅の空き部屋、公的宿泊施設の情報を収集し、被災者に提供する。

イ 埼玉県・市町村家賃給付金の支給

県及び市は、特別な理由により、県又は市が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）に対して家賃補助を行う。

市（街づくり計画部）は、被災者への広報、申請の受付を行う。

(2) 応急仮設住宅の確保

災害救助法が適用された場合、県は応急仮設住宅を確保する。

市は、建設型応急仮設住宅の設置場所の確保、入居者の選定、管理等について県に協力する。

ア 需要の把握

市（街づくり計画部）は、災害発生後に被害調査の結果から応急仮設住宅の必要な概数を把握する。また、災害相談窓口又は避難所等において、応急仮設住宅入居の申込みを受け付ける。

なお、応急仮設住宅への入居対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全焼、全壊又は流失した者 ② 居住する住家がない者 ③ 自らの資力をもってして、住宅を確保できない者 |
|---|

イ 借上型応急仮設住宅の確保

市（街づくり計画部）は、民間賃貸住宅の一時借り上げによる借上型応急仮設住宅の確保を県に要請する。

ウ 建設型応急仮設住宅用地の確保

市（街づくり計画部）は、ライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、応急仮設住宅建設用地を確保する。

原則として事前に市が選定している応急仮設住宅建設候補地など公有地を優先するが、やむを得ず私有地を使用する場合は所有者との間に賃貸契約を締結する。

〔資料編 第11「2 応急仮設住宅の設置場所」参照〕

エ 建設型応急仮設住宅の建設

市（街づくり計画部）は、県が行う建設に協力する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。
また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、必要に応じて、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

オ 入居者の選定

市（街づくり計画部）は、入居者の選定に当たっては要配慮者の優先に努めるほか、地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼養状況等コミュニティの形成を考慮して行う。
また、入居後は応急仮設住宅の使用状況の把握に努める。

5 住宅関係障害物の除去

災害救助法が適用された場合、住宅の居室、台所、玄関、トイレ等住宅の日常生活に欠くことのできないに部分に堆積した土砂等を除去する。

(1) 除去の受付

市（街づくり計画部）は、災害相談窓口等において住宅関係障害物除去の申込みを受け付ける。住宅関係障害物除去の対象者は、次のすべての条件に該当する者である。

住宅関係障害物除去の対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 半壊、半焼又は床上浸水した住家② 住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にある者③ 自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者 |
|---|

(2) 除去の実施

市（街づくり計画部）は、災害協定を締結している建設業団体等に委託して住宅関係障害物の除去を行う。

第6 文教対策

1 発災時の対応

市（教育委員会）は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

- (1) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- (2) 校長は、災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、市（教育委員会）に報告しなければならない。
- (3) 校長は、状況に応じ、市と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
- (4) 校長は、避難所の開設等災害対策への協力及び学校管理に必要な職員の確保をし、万全の体制を確立する。

2 応急教育

市（教育委員会）は、所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。

- (1) 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、市（教育委員会）と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。
- (2) 市（教育委員会）は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (3) 校長は、応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等を学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。
- (4) 校長は、避難した児童・生徒等について、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(3)に準じた指導を行うように努める。
- (5) 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合、校長は市（教育委員会）に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (6) 校長は、災害の推移を把握し、市（教育委員会）と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について早急に保護者に連絡する。

3 学用品の支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書、教材、文房具、通学用品等を支給する。

市（教育委員会）は、校長を通じて支給対象となる児童、生徒数を把握し、学用品の調達、支給を行う。

教科書については、県が市からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達する。

4 文化財の被害報告

国、県の指定文化財が被災した場合、市（教育委員会）は県に被害状況を報告する。県は、被害状況報告を受けて応急措置を実施する。

第7 生活再建等の支援

市（財務部、福祉部、産業経済部）、防災関係機関は、被災者等の自立復興を促進するため、生活再建支援制度を広く周知し、正確で分かりやすい情報提供に努める。また、申請手続きの簡素化により、支援の迅速化を図る。さらに、外国人も被災者として日本人と同様な措置が受けられるよう留意する。

1 被災者の生活確保

(1) 被災者に対する職業の斡旋等

市（産業経済部）は、埼玉労働局、所沢公共職業安定所が行う災害による離職者の再就職の促進措置（臨時相談窓口の設置等）に協力する。

(2) 税等の徴収猶予及び減免

市（財務部）は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除④ 利用の制限及び業務の停止 |
|--|

(4) 生活必需品の安定供給の確保

県は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努め、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告又は公表を行う。

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じて情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

2 被災者個人への融資等

(1) 生活福祉資金貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被災した所得の低い者に対し、速やかに自力更正の一助となるよう、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

市（福祉部）は、所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により死亡した者の遺族に対しては災害弔慰金を、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対しては災害障害見舞金を支給し、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しては災害援護資金を貸し付ける。

〔資料編 第11「6 所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例」参照〕

〔資料編 第11「7 所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」参照〕

(4) り災見舞金の支給

市（福祉部）は、所沢市り災見舞金等支給要綱に基づき、災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を支給する。

〔資料編 第11「8 所沢市り災見舞金等支給要綱」参照〕

3 被災中小企業・農業関係者への融資等

(1) 被災中小企業への融資等

市（産業経済部）は、被災中小企業に対して市の中小企業融資制度（災害復興資金）による運転資金等の貸付を行う。

県及び関係機関は、災害により被害を受けた中小企業の復旧、経営の安定のため、次の資金貸付等を行う。市（産業経済部）は、被災中小企業者にこれらの情報を提供する。

- ① 災害復旧資金貸付<国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫>
- ② 災害復旧高度化資金<県、中小企業基盤整備機構>
- ③ 経営安定資金（災害復旧関係）<県>
- ④ 経営安定関連保証<信用保証協会>
- ⑤ 災害関係特例保証<信用保証協会>

(2) 被災農業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農業者又は団体の早期復旧、農業の生産力の維持と経営の安定のため、次の法令等に基づく資金融資を促進する。

市（産業経済部）は、被災農業者等にこれらの情報を提供する。

- ① 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく資金融資<農業協同組合、森林組合、金融機関等>
- ② 株式会社日本政策金融公庫法に基づく資金融資<日本政策金融公庫、金融機関等>
- ③ 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資<農業協同組合>
- ④ 農業保険法に基づく農業災害補償<農業共済組合>

〔資料編 第11「9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」参照〕

〔資料編 第11「10 株式会社日本政策金融公庫法」参照〕

〔資料編 第11「11 埼玉県農業災害対策特別措置条例」参照〕

〔資料編 第11「12 農業災害補償」参照〕

4 義援金の受入れ・支給

(1) 義援金の受入れ

市（福祉部）は義援金受付窓口を開設し、一般から市に寄せられた義援金や県の義援金配分委員会（以下「県配分委員会」という。）から市に配分、送金された義援金を保管する。

市に寄せられた義援金については受付記録を作成して保管するとともに、寄託者に受領書を発行する。

(2) 義援金の支給

市（福祉部）は、県配分委員会による配分計画に基づき、同委員会から送金された義援金を被災者に支給する。また、支給状況を県配分委員会に報告する。

5 住宅罹災者への支援金の支給

市（福祉部）は、災害により住家が被災した罹災者に支給される被災者生活再建支援法や埼玉県被災者安心支援制度に基づく支援金について、申請の受付、県への書類送付等を行う。

(1) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(2) 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対し、同法と同様の支援を行う。

(3) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給

災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、特別給付金を支給する。

第12節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

【方針】

○南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになっている。本市の予想震度は最大5強であるが、臨時情報発表に伴う社会的混乱が懸念されるため、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定め、社会的混乱を防止する。

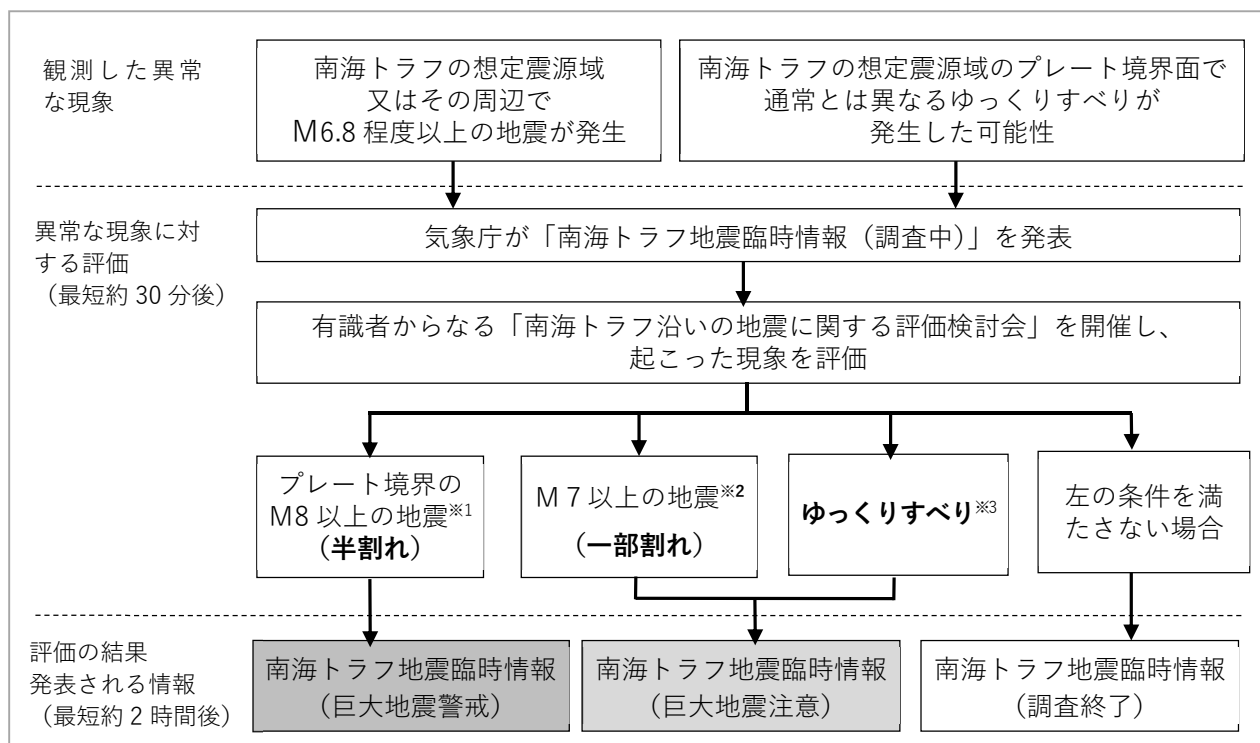
【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	経営企画部、総務部
第2 地震発生後の対応	各部、防災関係機関

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

市（経営企画部、総務部）は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を県から受信した場合、直ちに庁内、防災関係機関に伝達する。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

2 市民、企業等への呼びかけ

市（経営企画部）は、市民に対し、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間できるだけ安全な行動をとるなど適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間 （警戒1週間＋注意1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、市（各部）及び防災関係機関は、「第1章 震災応急対策計画」に基づき災害対応を行う。

第2章 火山噴火応急対策計画

【方針】

- 富士山の大規模噴火等が発生した場合は、速やかに降灰予報等を収集し、市内への降灰等の影響を把握する。
- 市内に多量の降灰が発生した場合は、市民の健康や安全の確保、地域産業の保全のため、健康対策、交通対策、除灰等を速やかに実施する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 火山情報の収集・伝達	本部事務局、経営企画部
第2 降灰対策	総務部、健康推進部、環境クリーン部、産業経済部、建設部、警察署、川越県土整備事務所

第1 火山情報の収集・伝達

1 火山情報の収集

市（本部事務局）は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

火山情報の種類と内容

情報の種類	内容
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	以下の流れで情報が発表される。 ① 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 ② 降灰予報（速報） ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>③ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 ・ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 <p>○ 降灰量の表現</p> <p>降灰量を降灰の厚さによって「多量（1mm以上）」「やや多量（0.1mm以上1mm未満）」「少量（0.1mm未満）」の3階級に区分する。</p>
火山ガス予報	<p>居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>

2 火山情報の伝達

市（経営企画部）は、市域に影響のある火山情報を把握したときは、防災行政無線等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

第2 降灰対策

1 降灰・被害状況の調査

市（総務部）は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査するとともに、埼玉県災害オペレーション支援システム等で県に伝達する。

また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

降灰調査項目

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 降灰の有無・堆積の状況 | ② 時刻・降灰の強さ |
| ③ 構成粒子の大きさ | ④ 構成粒子の種類・特徴等 |
| ⑤ 堆積物の採取 | ⑥ 写真撮影 |
| ⑦ 降灰量・降灰の厚さ | |

2 交通対策

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、市（建設部）は、管理する道路上の火山灰を除去する。

3 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として当該土地の所有者、管理者が行う。

市（環境クリーン部）は、宅地等の各家庭から排出された灰の回収、処分を行う。

4 健康被害への対応

市（健康推進部）は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

5 農作物への対応

市（産業経済部）は、農業関係団体等と連携して火山灰の除去等について適切な措置を検討し、指導する。

第3章 風水害応急対策計画

第1節 自助・共助の災害対策

【方針】

○自らの身の安全は自らで守るという「自助」の考え方、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方に基づき、市民、事業者、地域組織による防災力を発揮させる。

○公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアが活躍できるよう、活動環境を早期に確立する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 自助・地域・共助の応急対策	自治会・町内会、自主防災組織、事業者
第2 災害ボランティアとの連携	福祉部、市社会福祉協議会

第1 自助・地域・共助の応急対策

第1章 第1節「第1 自助・地域・共助の応急対策」に準ずる。

第2 災害ボランティアとの連携

第1章 第1節「第2 災害ボランティアとの連携」に準ずる。

第2節 公共施設等の災害対策

【方針】

- 応急対策を行う上で重要な役割を果たす公共の建築物や施設の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携して応急対策を実施する。
- 被災状況を的確に把握し、二次被害の防止のほか、将来の災害に備えた改良を検討し、迅速な復旧を図る。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 公共建築物の対策	各部、防災関係機関
第2 その他公共施設等の対策	産業経済部、市民医療センター、公共施設管理者、医療施設・社会福祉施設管理者
第3 危険物等関連施設対策	施設管理者、消防組合、県、警察署
第4 災害復旧事業	各部、防災関係機関

第1 公共建築物の対策

第1章 第2節「第1 公共建築物の対策」に準ずる。

第2 その他公共施設等の対策

第1章 第2節「第2 その他公共施設等の対策」に準ずる。

第3 危険物等関連施設対策

第1章 第2節「第3 危険物等関連施設対策」に準ずる。

第4 災害復旧事業

第1章 第2節「第4 災害復旧事業」に準ずる。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

【方針】

○大規模な風水害では、道路の冠水や施設の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生するため、警戒段階から道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握するとともに情報を共有し、交通規制や応急復旧を円滑に行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 道路ネットワークの確保	経営企画部、建設部、警察署、川越県土整備事務所、東日本高速道路(株)
第2 交通規制	建設部、警察署、川越県土整備事務所、東日本高速道路(株)
第3 鉄道施設の応急対策	市民部、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)
第4 電力施設対策	総務部、東京電力パワーグリッド(株)
第5 ガス施設対策	総務部、高圧ガス事業者、武州ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、大東ガス(株)、LPガス事業者
第6 上水道施設対策	上下水道局
第7 下水道施設対策	上下水道局
第8 電気通信施設対策	総務部、東日本電信電話(株)
第9 エネルギー確保	総務部、財務部、環境クリーン部

第1 道路ネットワークの確保

道路管理者及び警察署は、風水害の警戒段階から道路の巡視、点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難情報が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木の状況等を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに市（総務部）に伝達する。

その他の道路ネットワークの確保については、第1章 第3節「第1 道路ネットワークの確保」に準ずる。

第2 交通規制

県（川越県土整備事務所）は、大雨による道路冠水の危険がある特殊通行規制区間をパトロールし、危険が予想される場合は交通規制を行うとともに、迂回路の設定等を行う。

特殊通行規制区間

路線名	規制区間		規則条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定 年度
	所在地	延長				
463号	西新井町 有楽町 (西武新宿線アン ダーパス)	0.4km	車道部の冠水深が 9cmに達した場合	路面冠水	(主)所沢狭山線 市道3-851号線 市道1-4号線	H24

その他の交通規制は、第1章 第3節「第2 交通規制」に準ずる。

第3 鉄道施設の応急対策

第1章 第3節「第3 鉄道施設の応急対策」に準ずる。

第4 電力施設対策

第1章 第3節「第4 電力施設対策」に準ずる。

第5 ガス施設対策

第1章 第3節「第5 ガス施設対策」に準ずる。

第6 上水道施設対策

第1章 第3節「第6 上水道施設対策」に準ずる。

第7 下水道施設対策

第1章 第3節「第7 下水道施設対策」に準ずる。

第8 電気通信施設対策

第1章 第3節「第8 電気通信施設対策」に準ずる。

第9 エネルギー確保

第1章 第3節「第9 エネルギー確保」に準ずる。

第4節 応急対応の実施

【方針】

- 台風及び集中豪雨等により河川の氾濫等のおそれがある場合、重要水防箇所等を警戒し、可能な限り防ぐよう努める。
- 土砂災害警戒区域等の急傾斜地の状況を把握し、崩壊の前兆等がある場合は速やかに避難を呼びかけるとともに、崩壊発生後の二次災害を防止する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 水防活動	本部事務局、総務部、建設部、消防団、消防組合、川越県土整備事務所
第2 土砂災害対策	環境クリーン部、川越県土整備事務所
第3 応急活動体制の確立	各部、各支部、防災関係機関
第4 防災活動拠点の開設・運営	各部、県
第5 警備活動	警察署
第6 消防活動	総務部、健康推進部、消防団、消防組合、自治会・町内会、自主防災組織
第7 自衛隊災害派遣	総務部、教育委員会、消防組合、警察署、県
第8 応援の要請・受入れ	各部、県

第1 水防活動

1 情報収集

台風及び集中豪雨等により災害が発生し又は発生が予想される場合、市（本部事務局）は本章 第5節「第2 災害情報の収集・伝達」により、洪水に関する情報を収集する。
消防組合は、消防署の雨量測定結果を、逐次、市（総務部）に報告する。

2 水防活動等

市（建設部）は、状況に応じて市内河川を巡視し、氾濫の危険等を確認したときは速やかに河川管理者に連絡し、必要な措置を求める。

なお、県（川越県土整備事務所）から柳瀬川（清柳橋観測所）の水防警報を受信した場合、市（総務部）は、消防組合に出動、準備等を要請する。消防組合は、水害の規模や状況に応じ、消防団へ出動要請を行う。

また、柳瀬川の増水による旧浦和所沢線沿い排水路への逆流防止のため、柳瀬分署は川越県土整備事務所から連絡を受けて坂之下樋管ゲートを閉鎖する。

3 決壊時の措置

- (1) 水防管理者（市長）又は埼玉西部消防組合警防本部本部長は、堤防その他が決壊したときは、直ちにその旨を川越県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理者に通報する。
- (2) 堤防等が決壊又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者（市長）は所沢警察署長に対して警察官の出動を要請する。

第2 土砂災害対策

1 土砂災害警戒区域の警戒

土砂災害警戒情報等が発表されたとき、市（環境クリーン部）は川越県土整備事務所と連携して土砂災害警戒区域等をパトロールし、土砂災害の前兆の有無等を確認する。また、土砂災害の前兆等を確認した場合は、周辺住民に避難を呼びかける。ただし、宅地については街づくり計画部が行う。

なお、風雨が強まってからのパトロールは危険であるため、気象情報を踏まえて住民への注意喚起のパトロールは早期に実施し、土砂災害の前兆把握のためのパトロールについても暴風や豪雨が発生する前に終了するよう努める。

2 二次災害等の防止

斜面の亀裂や一部崩落等が発生した場合、市（環境クリーン部）は川越県土整備事務所と連携し、状況に応じてシート被覆等を行い、再崩落等を防止する。

第3 応急活動体制の確立

1 市職員の非常配備

風水害に対する市職員の配備基準、体制は次のとおりとする。

災害の状況により市長が非常配備を決定し、危機管理監から各部長を通じて配備する職員に対して動員の連絡を行う。

配備基準	【体制】 配備職員	主な業務
○台風、大雨等における各種注意報若しくは警報発令時 ○その他の災害の発生するおそれがある場合	【情報収集体制】 ○情報収集体制配備職員	○気象情報の収集 ○被害情報の把握 ○警戒体制移行への準備

配備基準	【体制】 配備職員	主な業務
○大規模な災害が発生した場合又は発生が予想される場合（大型かつ強い勢力以上の台風直撃等） ○高齢者等避難又は避難指示を発令する場合	【警戒体制】 ○警戒体制配備職員 ○洪水避難所等参集職員	○気象情報の収集 ○被害情報の把握 ○県及びその他の防災関係機関との連絡体制の確立 ○洪水避難所等の開設 ○市本部の設置準備 ○非常時優先業務のうち必要事項の遂行
○特別警報が発表された場合 ○激甚な災害が発生若しくは発生が予想される場合（災害救助法が適用又は適用が予想される場合）	【非常体制】 ○全職員	○気象情報の収集 ○被害情報の把握 ○県及びその他の防災関係機関との連絡体制の確立 ○洪水避難所等の開設 ○市本部の設置 ○非常時優先業務の遂行 ○自衛隊等の派遣要請

2 情報収集体制・警戒体制における活動

(1) 台風対策会議の開催

市（危機管理室）は、台風の襲来が予想される場合、状況に応じて台風対策会議を開催し、気象情報等の情報共有を図るとともに、風水害対応についての協議・調整を図る。

また、台風対策会議の協議・決定事項は、危機管理室が全庁に周知するとともに、各部局では必要な対応を図る。

台風対策会議の構成等

開催基準	① 所沢市が台風の暴風域に入る可能性が高まったとき ② 体制切替や高齢者等避難等の事態が進展したとき
参加対象	① 情報収集体制時は、情報収集体制に属する部局の部局長又は部局長が必要と認める人員 ② 警戒体制時は、警戒体制に属する部局の部局長又は部局長が必要と認める人員 ③ その他の所属については、災害の規模により招集

(2) 情報収集体制の対応

情報収集体制においては、次の部局が次の対応を行う。

担当部局	対応
危機管理室（危機管理監が必要と認める人員）	○ 気象情報や被害情報の把握と整理 ○ 防災関係機関からの情報収集 ○ 市民への情報発信（防災行政無線、ところざわほっとメール、市ホームページ等）

担当部局	対 応
建設部（建設部長が必要と認める人員）	○ 道路・河川等の状況確認 等
上下水道局（上下水道事業管理者が必要と認める人員）	○ 上下水道施設の確認 ○ 内水氾濫状況の確認 等

(3) 警戒体制の対応

警戒体制においては、次の部局が次の対応を行う。

担当部局	対 応
危機管理室（危機管理室に属する全職員）	○ 気象情報の収集や被害情報の把握と集約 ○ 庁内の情報集約と共有 ○ 防災関係機関との情報共有 ○ 避難指示等（避難所開設）の判断 ○ 市民への情報発信（防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、データ放送） ○ 職員参集に関する総合調整 ○ 埼玉県への報告 等
経営企画部（経営企画部長が必要と認める人員）	○ 市民への情報発信（市ホームページ、ところざわほっとメール等） 等
総務部（総務部長が必要と認める人員）	○ 市民からの問い合わせ対応（避難所開設等によりコールセンターを設置する場合） 等
教育委員会（教育総務部長が必要と認める人員）	○ 小・中学校との連絡調整
建設部（建設部長が必要と認める人員）	○ 道路・河川等の状況確認 等
上下水道局（上下水道事業管理者が必要と認める人員）	○ 上下水道施設の確認 ○ 内水氾濫状況の確認 等

3 所沢市災害対策本部の設置・運営

市（本部事務局）は、所沢市災害対策本部要綱、所沢市災害対策本部運営要領に基づき、市本部の設置、運営を行う。

(1) 市本部の設置・閉鎖

ア 市本部の設置・閉鎖

市長は、次の場合に市本部を市本庁舎（4階入札室）に設置する。

- | |
|---|
| <p>① 市内で相当規模の災害の発生が予想される場合
（例）特別警報が発表された場合</p> <p>② 市内で甚大な被害が発生し、市民の生命、身体及び財産の保護を必要とする場合
（例）災害救助法が適用された場合又は適用が予想される場合</p> <p>③ その他市長が必要と認めたとき</p> |
|---|

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧が概ね完了したと認めるときは市本部を閉鎖する。

市本部が設置又は閉鎖された場合、市（総務部、経営企画部）は関係機関への通知、市民への広報を行う。

通知先	市担当部
県（統括部）、県支部、防災関係機関	総務部
報道機関、市民	経営企画部

イ 市支部の設置・閉鎖

本部長は、次の場合に市支部を各まちづくりセンターに設置する。

- ① 市内で甚大な被害が発生し、市民の生命、身体及び財産の保護を必要とするとき
- ② その他本部長が必要と認めたとき

本部長は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において市支部の必要性がない、又はなくなったと認めるときは、当該市支部の事務を停止又は中止させることができる。

また、本部長は、当該区域の応急対策が完了したと本部長が認めるとき、又は本部長が必要ないと認めるときに市支部を閉鎖する。

その他の市本部の設置、閉鎖、運営については、第1章 第4節 第1「2 所沢市災害対策本部の設置・運営」に準ずる。

第4 防災活動拠点の開設・運営

第1章 第4節「第2 防災活動拠点の開設・運営」に準ずる。

第5 警備活動

第1章 第4節「第3 警備活動」に準ずる。

第6 消防活動

第1章 第4節「第4 消防活動」に準ずる。

第7 自衛隊災害派遣

第1章 第4節「第5 自衛隊災害派遣」に準ずる。

第8 応援の要請・受入れ

第1章 第4節「第6 応援の要請・受入れ」に準ずる。

第5節 災害情報の収集・伝達

【方針】

○防災気象情報等を速やかに伝達し、早期の適切な警戒避難行動を促すことで人的被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 非常通信体制の確保	本部事務局、経営企画部、総務部、財務部、防災関係機関
第2 災害情報の収集・伝達	各部、防災関係機関、自治会・町内会、自主防災組織
第3 災害広報・広聴活動	各支部、経営企画部、総務部、市民部、防災関係機関

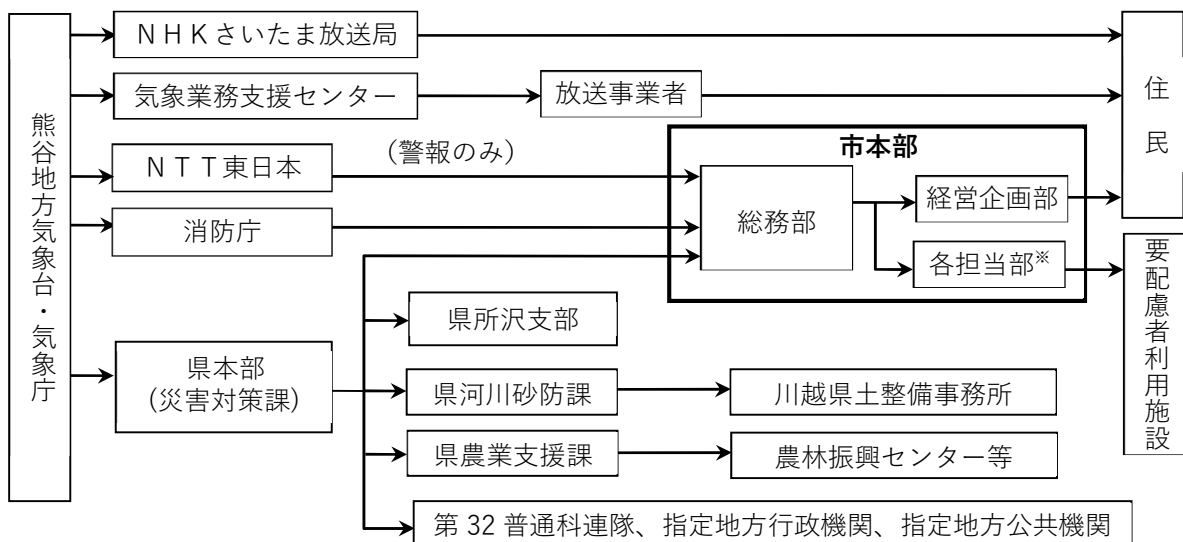
第1 非常通信体制の確保

第1章 第5節「第1 非常通信体制の確保」に準ずる。

第2 災害情報の収集・伝達

1 気象警報等の伝達

市（経営企画部、総務部）は、市域に風水害に関わる気象警報等が発表された場合、関係者にその旨を伝達する。なお、特別警報が発表された場合は速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。



※各担当部は、福祉部、子ども未来部、健康推進部、教育委員会をいう。

気象警報等の伝達系統

気象警報等の種類

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
警報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪
その他	記録的短時間大雨情報

〔資料編 第12「1 注意報・警報の種類及び発表基準」参照〕

2 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者又は市防災担当課（本部事務局）へ電話連絡する。

なお、緊急性が高い場合等には、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

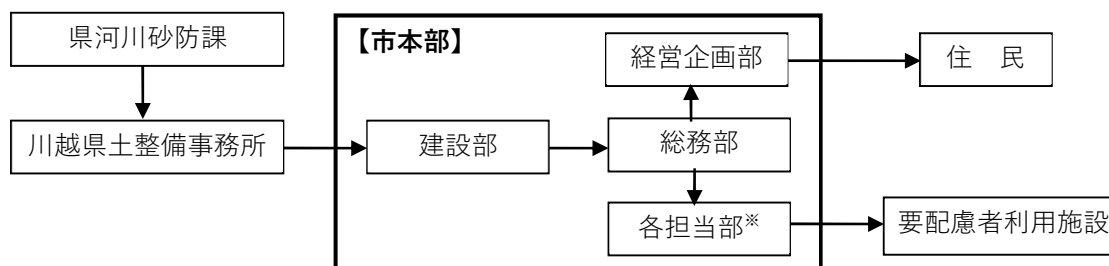
第3章
第5節

気象台からの電話連絡の基準

- (1) 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合
 - (2) 特別警報の発表予告・発表・切替・解除した場合
 - ア 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - イ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合
 - ウ 特別警報を解除した場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

3 特別警戒水位到達情報の伝達

水位周知河川である柳瀬川（清柳橋観測所）の特別警戒水位到達情報等が通知された場合、市（経営企画部、総務部、福祉部、こども未来部、健康推進部、建設部、教育委員会）は、洪水浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



※各担当部は、福祉部、こども未来部、健康推進部、教育委員会をいう。

特別警戒水位到達情報の伝達系統

4 土砂災害警戒情報の伝達

県と熊谷地方気象台は、大雨警報発表後、県と気象台が監視する発表基準に達したときに土砂災害警戒情報を発表する。伝達系統は気象警報等の伝達系統（本節「1 気象警報等の伝達」参照）に準ずる。

市（経営企画部、総務部、福祉部、こども未来部、健康推進部、教育委員会）は、土砂災害警戒区域内の住民、要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

5 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な気象現象等を発見した者は、直ちにその旨を市（総務部）、警察官に通報する。また、通報を受けた機関は、関係機関に対して連絡する。

通報を受けた市（総務部）は、直ちに気象庁その他の関係機関に通報する。

その他の災害情報の収集・伝達については、第1章 第5節「第2 災害情報の収集・伝達」に準ずる。

第3 災害広報・広聴活動

第1章 第5節「第3 災害広報・広聴活動」に準ずる。

第6節 医療救護等対策

【方針】

- 大規模災害により救命措置を要する負傷者が多数発生した場合は、救急救助及び医療救護に万全を期するが、市の能力では十分でないときは、関係機関の協力を速やかに確保する。
- 災害発生から数日経過すると衛生状態や生活環境が悪化し、健康状態が悪化する被災者が多数発生することから、被災者の健康状態の維持に万全を期する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 救急救助活動	消防組合
第2 医療救護活動	経営企画部、健康推進部、市民医療センター、県、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会
第3 防疫活動	環境クリーン部
第4 遺体の取り扱い・埋火葬	市民部、消防団、消防組合、県、警察署、市医師会、市歯科医師会

第1 救急救助活動

第1章 第6節「第1 救急救助活動」に準ずる。

第2 医療救護活動

第1章 第6節「第2 医療救護活動」に準ずる。

第3 防疫活動

第1章 第6節「第3 防疫活動」に準ずる。

第4 遺体の取り扱い・埋火葬

第1章 第6節「第4 遺体の取り扱い・埋火葬」に準ずる。

第7節 帰宅困難者対策

【方針】

- 風水害により鉄道が運行を停止し、主要駅などに多数の帰宅困難者が滞留した場合、大きな混乱が生じる。このため、「おやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。
- 家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時待機、主要駅周辺での一時滞在などの対策を実施するほか、都内や近隣市町村又は市内で帰宅困難者となった通勤、通学者等に対して適切な情報提供、代替交通手段の確保などを行う。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 帰宅困難者への情報提供	経営企画部、県、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、東日本電信電話(株)、報道機関
第2 一時滞在施設の開設・運営等	市民部、教育委員会、消防団、警察署、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、所沢駅周辺帰宅困難者対策協議会、自治会・町内会、自主防災組織
第3 企業・学校等における帰宅困難者対策	こども未来部、教育委員会、事業者
第4 帰宅支援	市民部、県、事業者

第1 帰宅困難者への情報提供

第1章 第7節「第1 帰宅困難者への情報提供」に準ずる。

第2 一時滞在施設の開設・運営等

第1章 第7節「第2 一時滞在施設の開設・運営等」に準ずる。

第3 企業・学校等における帰宅困難者対策

第1章 第7節「第3 企業・学校等における帰宅困難者対策」に準ずる。

第4 帰宅支援

第1章 第7節「第4 帰宅支援」に準ずる。

第8節 避難対策

【方針】

○防災気象情報、河川情報等を活用して避難指示等を的確に判断、伝達することで早期の適切な警戒避難行動を促し、人的被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難活動	本部事務局、経営企画部、総務部、消防団、消防組合、県、警察署、自衛隊、避難支援等関係者、要配慮者利用施設
第2 避難所の開設・運営	各部、各支部、洪水避難所等参集職員
第3 広域避難・広域一時滞在	本部事務局

第1 避難活動

1 避難情報の発令

風水害時の避難情報は警戒レベルに応じて実施し、下表のとおり警戒レベルを付すととも、住民がとるべき避難行動が分かるように伝達する。

警戒レベルと居住者等の行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[警戒レベル1] 早期注意情報 (気象庁発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況が悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：『災害への心構えを高める』 ▶ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
[警戒レベル2] 大雨・洪水 ・高潮注意報 (気象庁発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況が悪化 ●居住者等がとるべき行動：『自らの避難行動を確認』 ▶ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
[警戒レベル3] 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：『危険な場所から高齢者等は避難』 ▶ 高齢者等[*]は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障害者等並びにその人の避難を支援する者 ▶ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

<p>[警戒レベル4] 避難指示</p>	<p>●発令される状況：災害発生のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動：『危険な場所から全員避難』 ▶ 危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。</p>
<p>[警戒レベル5] 緊急安全確保</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：『命の危険 直ちに安全確保！』 ▶ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、「緊急安全確保」を実行する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

(注)「立退き避難」……災害リスクのある区域の外側にある指定緊急避難場所、親戚・知人宅、ホテル・旅館などへ移動すること。

「屋内安全確保」…災害リスクのある区域内で、建物の倒壊の危険がなく、想定される浸水深よりも高い階など安全を確保できる場所へ移動すること。

「緊急安全確保」…避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動すること。

市（本部事務局）は、避難情報の発令判断に当たり、防災気象情報、河川情報（河川カメラ等）、現場のパトロール情報、气象台や県からの助言、市民からの通報等を考慮して迅速に行う。また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫などの危険度が同時に高まっている場合は、それらすべての災害事象を対象として避難対象地区や避難先等を設定して円滑な避難を確保する。

避難情報の発令基準

対象災害	柳瀬川、東川、林川の氾濫	急傾斜の崩壊
避難対象地区	浸水想定区域等	土砂災害警戒区域等
<p>[警戒レベル3] 高齢者等避難</p>	<p>次の情報を基に総合的に判断する。 ①防災体制支援情報で強い降雨が予測される。 ②洪水キキクル^{*1}が「警戒：赤」 ③基準水位^{*2}が避難判断水位を超過 ④河川カメラ映像、現場パトロール情報から河川水位が増加傾向 ⑤洪水警報が発表</p>	<p>次の情報を基に総合的に判断する。 ①土砂キキクルが「警戒：赤」 ②埼玉県土砂災害警戒情報システムが大雨警報（土砂災害）の基準超過 ③大雨警報（土砂災害）が発表</p>
<p>[警戒レベル4] 避難指示</p>	<p>次の情報を基に総合的に判断する。 ①防災体制支援情報で強い降雨が予測される。 ②洪水キキクル^{*1}が「危険：紫」 ③基準水位^{*2}が氾濫危険水位を超過 ④河川カメラ映像、現場パトロール情報から河川水位が高水位又は氾濫のおそれがある状態</p>	<p>次の情報を基に総合的に判断する。 ①土砂キキクルが「危険：紫」 ②埼玉県土砂災害警戒情報システムが予想で土砂災害警戒情報の基準超過 ③土砂災害警戒情報が発表</p>

対象災害	柳瀬川、東川、林川の氾濫	急傾斜の崩壊
避難対象地区	浸水想定区域等	土砂災害警戒区域等
[警戒レベル5] 緊急安全確保	次の情報を基に総合的に判断する。 ①洪水キキクル ^{※1} が「災害切迫：黒」 ②河川カメラ映像、現場パトロール 情報で河川水位が天端に到達	次の情報を基に総合的に判断する。 ①土砂キキクルが「災害切迫：黒」 ②埼玉県土砂災害警戒情報システム が実況で土砂災害警戒情報の基準 超過 ③大雨特別警報（土砂災害）が発表

※1 洪水キキクルは柳瀬川、東川のみ

※2 基準水位観測所は柳瀬川のみ

その他避難活動については、第1章 第8節「第1 避難活動」に準ずる。

また、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者利用施設への情報伝達は、本章第5節 第2「3 特別警戒水位到達情報の伝達」及び「4 土砂災害警戒情報の伝達」に準じて行う。

第2 避難所の開設・運営

洪水、土砂災害に対する避難情報を発令する場合、市は洪水避難所、土砂災害避難所を開設する。

洪水避難所、土砂災害避難所の開設、運営の詳細は、洪水避難所開設・運営マニュアル及び土砂災害避難所開設・運営マニュアルによる。

- (1) 市（本部事務局）は、洪水に対する避難情報を発令する場合は洪水避難所等参集職員に、土砂災害に対する避難情報を発令する場合は担当者（土砂災害避難所参集職員、自治会・町内会）に、それぞれ連絡し、洪水避難所、土砂災害避難所の開設を要請する。
- (2) 洪水避難所等参集職員、避難所担当者は、避難所の開設状況、避難者数等を市（本部事務局）に報告する。
- (3) 市（経営企画部）は、「避難所混雑可視化システム（VACAN）」を活用して洪水避難所の混雑状況をリアルタイムに市民等へ提供する。
- (4) 風水害時の避難は長時間でないことから、状況に応じて車中避難先（市民体育館立体駐車場等）を提供する。

その他避難所の開設・運営については、第1章 第8節「第2 避難所の開設・運営」に準ずる。

第3 広域避難・広域一時滞在

第1章 第8節「第3 広域避難・広域一時滞在」に準ずる。

第9節 災害時要配慮者対策

【方針】

- 高齢者等避難など避難情報が発令されたときは、速やかに避難対象地区の避難行動要支援者等の避難支援を行う。
- 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設は、避難確保計画により洪水や土砂災害から施設利用者を円滑に避難させる。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 社会福祉施設への対応	福祉部、こども未来部、教育委員会、社会福祉施設管理者
第2 要配慮者への対応	危機管理室、市民部、各支部、福祉部、こども未来部、健康推進部、産業経済部、避難支援等関係者
第3 外国人の安全確保	経営企画部

第1 社会福祉施設への対応

市（福祉部、こども未来部、教育委員会）は、市が高齢者等避難等の避難情報を発令した場合、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の管理者等にその旨を連絡する。

要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画に基づき、施設利用者の避難を行う。その他の社会福祉施設への対応は、第1章 第9節「第1 社会福祉施設利用者への対応」に準ずる。

第2 要配慮者への対応

市（福祉部、こども未来部）は、市が避難情報を発令した場合、避難対象地区の避難行動要支援者の避難支援を避難支援等関係者に依頼する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を活用する。

その他の要配慮者への対応は、第1章 第9節「第2 要配慮者への対応」に準ずる。

第3 外国人の安全確保

第1章 第9節「第3 外国人の安全確保」に準ずる。

第10節 物資供給・輸送対策

【方針】

- 災害時にも市民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。
- 大規模災害時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施し、原則として次の順位により行う。
- ① 市民の安全を確保するために必要な輸送
 - ② 被害の拡大を防止するため必要な輸送
 - ③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 飲料水の供給	産業経済部、上下水道局
第2 食料の供給	総務部、産業経済部、教育委員会、指定緊急避難場所担当員、防災関係機関
第3 生活必需品等の供給	産業経済部、指定緊急避難場所担当員、防災関係機関
第4 救援物資の募集・受入れ	産業経済部
第5 緊急輸送	財務部、教育委員会

第1 飲料水の供給

第1章 第10節「第1 飲料水の供給」に準ずる。

第2 食料の供給

第1章 第10節「第2 食料の供給」に準ずる。

第3 生活必需品等の供給

第1章 第10節「第3 生活必需品等の供給」に準ずる。

第4 救援物資の募集・受入れ

第1章 第10節「第4 救援物資の募集・受入れ」に準ずる。

第5 緊急輸送

第1章 第10節「第5 緊急輸送」に準ずる。

第11節 市民生活の早期再開

【方針】

- 災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合や台風の接近により災害発生前から災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備するとともに、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を交付する。
- 被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。
- 動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関が協力して対応する。
- 災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して一時的な住居を確保する。また、災害により半壊（焼）、又は準半壊の被害を受けた住宅は、応急修理をすることで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。
- 応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じるため、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期する。
- 大規模災害時には多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となるため、被災者の生活再建等の措置を行い、市民生活の安定を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 災害救助法の運用	各部、消防組合、市社会福祉協議会、県
第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付	各部
第3 がれき等災害廃棄物処理対策	環境クリーン部、産業経済部
第4 動物対策	環境クリーン部、県、獣医師会
第5 応急仮設住宅対策	街づくり計画部、県
第6 文教対策	教育委員会、県
第7 生活再建等の支援	財務部、福祉部、産業経済部、防災関係機関、県、埼玉労働局、所沢公共職業安定所、住宅金融支援機構、日本郵便(株)

第1 災害救助法の運用

第1章 第11節「第1 災害救助法の運用」に準ずる。

第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付

第1章 第11節「第2 被災者台帳の作成・罹災証明書の交付」に準ずる。

第3 がれき等災害廃棄物処理対策

第1章 第11節「第3 がれき等災害廃棄物処理対策」に準ずる。

第4 動物対策

第1章 第11節「第4 動物対策」に準ずる。

第5 応急仮設住宅対策

第1章 第11節「第5 応急仮設住宅対策」に準ずる。

第6 文教対策

第1章 第11節「第6 文教対策」に準ずる。

第7 生活再建等の支援

第1章 第11節「第7 生活再建等の支援」に準ずる。

第12節 竜巻等突風対策

【方針】

○竜巻等が発生した場合、又は発生の可能性が高まった場合は市民に注意喚起し、被害の低減を図る。また、竜巻等が発生した場合は、被害特性を考慮して迅速な調査、応急対策を実施する。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 竜巻情報の収集・伝達	危機管理室、総務部、財務部、各支部
第2 竜巻被害への対応	環境クリーン部、街づくり計画部

第1 竜巻情報の収集・伝達

1 竜巻情報の収集

市（危機管理室）は、気象庁から竜巻注意情報が発表された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて市民等へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線、ところざわほっとメール等で速やかに竜巻への注意喚起を図る。

2 被害情報の収集

市（総務部）は、被災区域の市支部から被害状況等の報告を受けるとともに、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手する。また、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、市（財務部）は、被害家屋認定調査及び罹災証明書の交付を速やかに実施する。

第2 竜巻被害への対応

竜巻発生時における各種応急措置は、「第1章 震災応急対策計画」の各節に定める内容に準ずるが、竜巻等の突風災害においては次の点に留意する。

1 がれき等の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市（環境クリーン部）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。また、被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。

2 被災家屋の復旧支援

市（街づくり計画部）は、暴風等により多数の家屋の屋根が被災した場合、国、県、災害協定を締結している団体等にブルーシート、土のう、ロープ等の供給を要請する。

被災者に配布する際は、ブルーシート設置のための高所作業時の転落事故について注意喚起する。

第13節 雪害対策

【方針】

- 大雪が予想される場合は降雪・積雪に係る気象情報等を収集するとともに、市民に注意喚起し、早めの警戒、外出抑制を促進する。
- 異常な積雪があった場合は、関係機関や地域住民が連携して速やかな除雪を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 大雪情報の収集・伝達	危機管理室、経営企画部
第2 応急対策	建設部、川越県土整備事務所、東日本高速道路(株)

第1 大雪情報の収集・伝達

1 降雪に関する情報の収集

市（危機管理室）は、大雪警報等、降雪に関する情報を収集する。

2 降雪に関する情報の伝達

気象庁が本市を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市（経営企画部）は、降雪状況及び積雪の予報等について住民等へ周知し、外出の抑制、早めの帰宅等の注意を喚起する。

第2 応急対策

1 道路の除雪

各道路管理者は、あらかじめ定める優先除雪道路の交通確保を優先して除雪を行う。また、緊急の除雪のため必要がある場合は県警察に交通規制を要請するとともに、規制状況を周知する。

市（建設部）は、管理する道路の除雪に当たり、自ら除雪することが困難な場合は、他市町村や県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレーターの確保を要請する。

2 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者等自身による除雪が困難な家屋、通学路、利用者の多い交通安全上重要な歩道等については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

第4章 複合災害応急対策計画

【方針】

○大規模地震、豪雨、大規模事故が、同時又は短期間に連続して発生する複合災害では、単一の災害よりも災害対応の支障が大きくなることを考慮し、被害をできるだけ最小限にとどめる対策を講じる。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 情報の収集・伝達	各部、防災関係機関
第2 交通確保	建設部、警察署、川越県土整備事務所、東日本高速道路(株)
第3 避難所の再配置	本部事務局、市民部

第1 情報の収集・伝達

市（各部）及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第2 交通確保

1 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

2 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震が発生した場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想されるため、道路管理者は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第3 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想されるため、市（本部事務局、市民部）は、各避難所周辺の状況を継続的に情報収集し、危険が生じる兆候がある場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させ、避難所の再配置を検討する。

第5章 大規模事故応急対策計画

第1節 大規模事故応急活動体制

【方針】

○消防、警察だけでは対処困難な大規模事故発生時に、住民の生命、身体及び財産を保護するため、市や防災関係機関が連携して総合的な応急対策を行う体制を確保する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
大規模事故応急活動体制	危機管理室、総務部、消防組合、警察署

大規模な事故等が発生した場合、原則として、事故の原因者、所管施設の管理者及び警察署、消防組合が連携して、救出、救急、消火等の活動を行う。

しかし、甚大な被害が発生した場合や住民等に影響が及ぶ場合には、市や防災関係機関の機能をもって総合的な応急対策を行う。

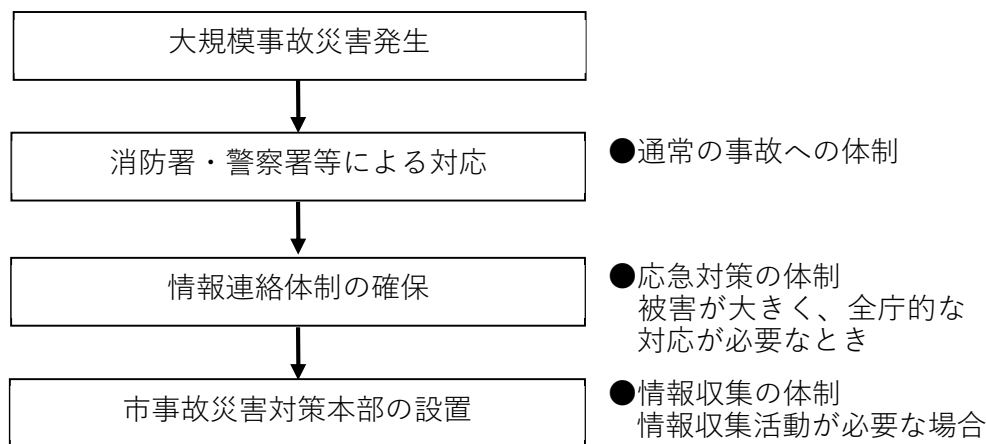
なお、本章に記載のない事項は、「第1章 震災応急対策計画」に準ずる。

1 防災活動体制の確立

大規模事故が発生した場合、市（危機管理室）は状況に応じて情報連絡体制を確保し、必要な要員を動員して情報収集、連絡を行う。

また、事故の状況により各部と連携した総合的な応急対策が必要な場合は、市事故災害対策本部を設置し、必要な要員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずる。



2 災害情報の収集・報告

市（総務部）は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（原則として覚知後30分以内）。

消防庁への直接即報基準

- ① 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- ② 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- ③ 119番通報が殺到した場合

火災等即報	交通機関の火災	航空機火災
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地等におけるタンクローリーの火災
	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ② 放射性物質等（核燃料物質・放射性同位元素等をいう。）を輸送する車両における火災が発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出された等の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素・放射線の漏えいがあったもの
救急・救助事故即報	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの 	

第2節 大規模火災対策

【方針】

○市街地の延焼火災、大規模・高層建築物での火災は消火や避難が困難となることから、現場の特性に応じた円滑な消防活動を行う。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 消防活動	消防団、消防組合
第2 避難活動	各部、消防団、消防組合、県、警察署

第1 消防活動

1 消防による消防活動

消防組合は、次の消防活動を実施する。

(1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

ア 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

(2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて部隊を配置し、各現場の消火活動を行う。

2 消防団による消防活動

市消防団は、次の消防活動を実施する。

(1) 出火防止

火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防組合と協力して行う。

(3) 救急救助

消防組合による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防組合に連絡する。

3 応援要請

(1) 応援要請

消防組合は、自地域の消防力では対応が不十分と認める場合、知事に他の消防機関による応援要請を求める。

緊急の場合は通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握も困難である場合はその旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(2) 応援隊の受入れ

応援隊の円滑な受入れを図るため、市と連携して受入れ体制を整える。

第2 避難活動

市長（市本部長）は延焼の予想される地区に避難指示を発令し、住民の避難誘導、避難所の開設を行う。

詳細は、第1章 第8節「第1 避難活動」及び「第2 避難所の開設・運営」に準ずる。

なお、通常の住宅火災による罹災者の救済は福祉部が担当しているが、罹災者以外の避難者の収容等については、第1章 第8節 第2に準じて行う。

第3節 危険物等災害対策

【方針】

○危険物、高圧ガス、毒物・劇物等が漏えい、流出した場合には、爆発、火災、汚染等、施設や周辺に多大な悪影響を及ぼすおそれがあるため、危険物等の種類や特性を踏まえて、漏えい、火災、汚染拡大等の防止措置を速やかに行うとともに、施設職員や周辺住民等の安全を確保する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 危険物等災害対策	施設管理者、消防組合、警察署
第2 高圧ガス災害対策	施設管理者、消防組合、県、警察署
第3 火薬類災害対策	施設管理者、消防組合、警察署
第4 毒物・劇物災害対策	施設管理者、消防組合、保健所、警察署

第1 危険物等災害対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講ずるとともに、直ちに消防署又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にして、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害対策

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中

止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、消防署又は警察署に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

(1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき応急措置を行う。

(2) 施設管理者は、現場の消防職員等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。

ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害対策

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、施設管理者は応急措置を講ずるとともに、消防署又は警察署に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設等の管理者は、現場の消防職員等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。

(2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害対策

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防署に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防職員等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策

【方針】

○放射性物質事故による影響の甚大性や、東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の環境汚染に鑑み、放射性物質を取扱う事業所、他地域の原子力事業所での事故発生時には的確な応急対策を実施する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 基本的な考え方	—
第2 活動体制	危機管理室、消防組合、県、警察署、原子力事業者、放射性物質取扱事業者
第3 放射線災害対策	各部、防災関係機関、原子力事業者、放射性物質取扱事業者

第1 基本的な考え方

1 趣旨

放射性物質等が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその応急対策を定めるものとする。

2 現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していない。

また、近隣県にある原子力施設の原子力災害対策重点区域（原子力災害対策指針において、原子力施設の特性等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域である「予防的防護措置を準備する区域」（PAZ：Precautionary Action Zone・実用発電用原子炉の場合は施設から概ね半径5キロメートル）及び「緊急時防護措置を準備する区域」（UPZ：Urgent Planning Zone・施設から概ね半径30キロメートル））に含まれていない。

しかしながら、埼玉県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が周辺地域に立地している。

3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、その動向に注視していく必要がある。

第2 活動体制

市域における放射性物質等事故の発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

放射性物質等の事故が発生した場合には、関係機関は放射性物質等の特徴をふまえて、専門家等と連携して、職員等の安全を確保しつつ円滑に応急対策を実施する。

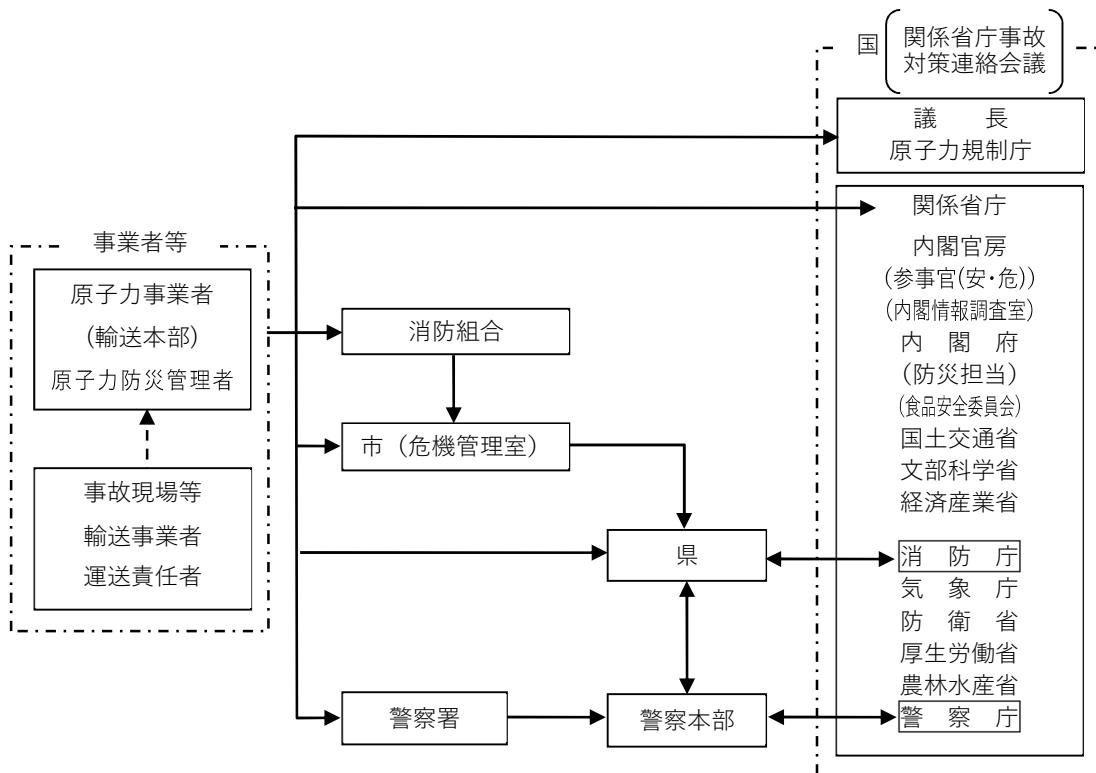
1 事故時の連絡通報体制

(1) 核燃料物質等輸送時の事故情報

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第2条第1項第3号に定める者）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）の輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づき通報すべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに、最寄りの消防署及び警察署に通報するとともに、また、その後は以下の事項について、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び県、安全規制担当省庁等に通報する。

特定事象通報基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 特定事象発生 の 場所 及び 時刻 ② 特定事象 の 種類 ③ 検出された放射線量、放射性物質等の状況及び放出状況 ④ 気象状況（風向・風速等） ⑤ 周辺環境への影響 ⑥ 輸送容器の状況 ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 ⑧ 応急措置 ⑨ その他必要と認める事項 |
|---|

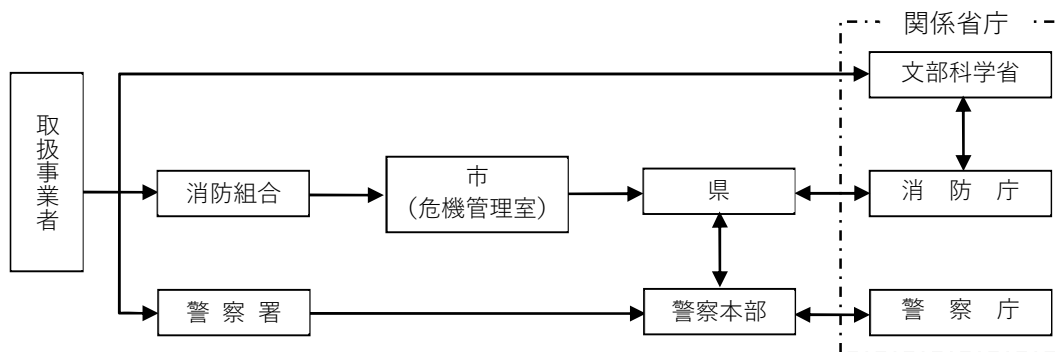


核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る通報系統

(2) 放射性物質取扱施設の事故情報

放射性物質取扱事業者は、施設において放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、速やかに次の事項について、県、市（危機管理室）、警察署、消防署及び国の関係機関に通報する。

- ① 事故発生の時刻
- ② 事故発生の場所及び施設
- ③ 事故の状況
- ④ 気象状況（風向・風速）
- ⑤ 放射性物質の放出に関する情報
- ⑥ 予想される災害の範囲及び程度等
- ⑦ その他必要と認める事項



放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る通報系統

2 活動体制

(1) 原子力事業者及び核燃料物質等を輸送する者

原子力事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「原子力事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

原子力事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

なお、原子力事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関への通報・連絡
- ② 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ③ 消火及び輸送物への延焼防止
- ④ 輸送物の移動
- ⑤ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内の立入を制限する）
- ⑥ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑦ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 警察

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(3) 消防

消防組合は、核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を市（危機管理室）に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

(4) 県

事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討する。

また、国との調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供等、事故対策についての支援・協力を要請し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(5) 市

事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報連絡体制及び事故災害対策本部の設置

等、必要な体制をとり、機関相互の連携を図る。

第3 放射線災害対策

1 応急措置

(1) 消火活動

核燃料物質等輸送中に火災が発生した場合、原子力事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防組合は、原子力事業者等からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて以下の措置を講ずる。

(3) 傷病者の緊急搬送

県は、傷病者の搬送に当たって、放射性物質等に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質等の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(4) 交通の確保

警察及び道路管理者は、交通規制に当たって相互に密接な連絡をとる。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する等、配意する。

(5) 避難対策

ア 退避・避難等

市（本部事務局）及び県は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると認めるときは、「屋内退避」又は「避難」の指示を行う。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者に配慮する。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。窓等を閉め気密性に配慮する。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

OILと防護措置について（原子力災害対策指針）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当っては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β線の入射窓面積 20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第5章
第4節

イ 警戒区域の設定

市長（本部事務局）は、原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地区について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

警戒区域の設定範囲は、「核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15m」を基本とする。

警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、対象区域の住民に屋内退避又は避難の措置を講ずるよう指示する。

また、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

なお、核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮蔽劣化又は放射性物質等の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

(6) 住民への的確な情報伝達

市（経営企画部）及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

(7) 飲料水の供給体制の整備

市（上下水道局）は、放射線関係事故の発生により飲料水が汚染された場合を想定し、第1章第10節「第1 飲料水の供給」に準じて飲料水の供給体制の整備に努める。

(8) 核燃料物質の除去等

原子力事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質等の除去・除染を行う。

(9) 飲食物の摂取制限

市（産業経済部、上下水道局）及び県は、原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づいて、警戒区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。これらの措置についての指標は、(5)の「O I Lと防護措置」のとおりである。

(10) 制限措置の解除

県、市、原子力事業者等及び消防組合等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断されたとき、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、国及び専門家の助言を踏まえて、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行うものとする。

(11) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

市は、医療、損害賠償等に備えて、避難者を登録する。

イ 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

① 退避・避難等の措置	② 立入禁止措置
③ 飲料水、飲食物の制限措置	④ その他必要と認める事項

ウ 汚染状況図の作成

県は、緊急時モニタリング結果に基づく汚染状況図の作成等を行うとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

(12) 健康調査等

市（健康推進部）及び県は、医療機関等と協力し、必要に応じて退避・避難した地区の住民の健康調査を行う。緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、二次汚染に注意し、専門医療機関への搬送等を行う。

2 放射線量等の測定体制の整備

(1) 住民及び他市町村からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

市（健康推進部）は、住民及び他市町村からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、健康相談の窓口を開設する。

(2) 空間放射線量の測定体制の整備

市（環境クリーン部）は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、住民の日常生活に密着する場所で測定を実施し、市内における放射線量を把握する。

(3) 飲料水及び農畜産物の放射線物質測定体制の整備

市（上下水道局、産業経済部）は、飲料水及び農畜産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携をとりながら、飲料水、農畜産物及び飼料等の放射線物質の測定を実施し、住民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

(4) 浄水発生土の放射線物質測定体制の整備

市（上下水道局）は、浄水発生土に含まれる放射線物質を測定することで、放射線濃度に応じた適切な管理を行う。

第5節 道路災害対策

【方針】

○橋梁の落下、斜面や擁壁崩落等による道路構造物への大規模な被害が生じた場合及び危険物等を積載する車両等の事故に対し、円滑な応急対策を行う。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 活動体制	本部事務局、総務部
第2 道路災害対策	経営企画部、財務部、建設部、警察署、消防組合、県、川越県土整備事務所、東日本高速道路(株)

第1 活動体制

1 災害情報の収集・連絡

市（総務部）は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

また、県に応急対策活動の実施状況、事故対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 活動体制

市（本部事務局）は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な事故災害が発生した場合、事故災害対策本部を設置し、速やかに県に設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

第2 道路災害対策

1 消火活動

消防組合は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動ができるよう協力する。

2 緊急輸送

県、市（財務部）は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

3 危険物の流出対策

道路管理者、消防組合は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導を行う。

4 応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、警察とともに被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

5 広報

市（経営企画部）は、被害状況、避難等に関する情報を、防災行政無線等で広報する。

第6節 鉄道事故災害対策

【方針】

○鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、火災、危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合、迅速に負傷者を救助し、被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項 目	担 当
第1 活動体制	本部事務局、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)
第2 鉄道事故災害対策	本部事務局、経営企画部、総務部、健康推進部、消防組合、警察署、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)

第1 活動体制

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。また、警察官、消防職員の到着後は、必要な情報を提供する。

市（本部事務局）は、必要な活動体制を確保する。

第2 鉄道事故災害対策

1 情報収集

市（総務部）は、市内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況をとりまとめて県に報告するとともに、併せて事故災害応急対策に関し、市が既に実施した措置及び今後の措置について同時に報告する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害者、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

鉄道事業者、警察署、消防組合及び市は協力して、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 周辺住民の避難

災害現場周辺の市民に危害が及ぶおそれがある場合、市長（市本部長）、警察官等は、必要に応じて避難指示を行う。

3 危険物の流出対策

消防組合は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導を行う。

4 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防組合は現場指揮本部を設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、負傷者が集団発生した場合、市（健康推進部）は、県、医療関係機関と連携協力して医療救護活動を実施する。

5 広報

市（経営企画部）は、被害状況、避難等に関する情報等を、防災行政無線等で広報する。

第7節 航空機事故災害対策

【方針】

○市内で航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出し、被害の軽減を図る。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 活動体制	本部事務局、航空事業者
第2 航空機事故災害対策	本部事務局、経営企画部、総務部、健康推進部、消防組合、警察署、航空事業者

第1 活動体制

航空機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する（航空法第76条）。

また、災害対策を円滑、的確に行う体制を確立する。現場においては、警察官又は消防職員の到着後、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

市（本部事務局）は、必要な活動体制を確保する。

第2 航空機事故災害対策

1 情報収集

県は、ヘリコプター等を活用して情報の収集を行うほか、県職員又は航空機事故対策の専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。

市（総務部）は、速やかに被害状況を取りまとめて県に報告する。併せて事故災害応急対策に関し、市が既に実施した措置及び今後の措置について同時に報告する。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、高齢者、障害者、子供等の要配慮者を優先した避難誘導を行う。

航空事業者、警察署、消防組合及び市は協力して、乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(2) 周辺住民の避難

災害現場周辺の市民に危害が及ぶおそれがある場合、市長（市本部長）、警察官等は、必要

に応じて避難指示を行う。

3 危険物の流出対策

消防組合は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

警察署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導を行う。

4 消火・救出・救護活動

市街地での事故により、延焼火災に発展するおそれがある場合、消防組合は現場指揮本部を設定して、消火、救助活動の調整を行う。

また、多数の負傷者が集団発生した場合、市（健康推進部）は、県及び関係機関と連携協力して医療救護活動を実施する。

5 広報

市（経営企画部）は、被害状況、避難等に関する情報等を、防災行政無線等で広報する。

第6章 災害復興計画

【方針】

- 大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる。
- 復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等を準備しておくとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成する。
- 市及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、子供・障害者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 災害復興本部の設置	経営企画部
第2 復興計画の策定	経営企画部
第3 災害復興事業の実施	経営企画部、街づくり計画部

第1 災害復興本部の設置

市（経営企画部）は、被災状況を踏まえ、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。

第2 復興計画の策定**1 災害復興方針の策定**

市（経営企画部）は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

方針決定後は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 復興計画の策定

市（経営企画部）は、災害復興方針に基づき、具体的な復興計画を策定する。復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、国の復興基本方針等に即した復興計画とし、復興整備事業の特別措置を受けること等を検討する。（第3 2 「(2) 特定大規模災害時の対応」参照）

第3 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市（街づくり計画部）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市（街づくり計画部）は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 復興事業の推進

市（経営企画部）は、災害復興に関する部や関係機関の職員で構成する災害復興推進会議を設置し、当該会議を中心に災害復興事業を推進する。

(2) 特定大規模災害時の対応

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となり、県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定した場合は、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はその斡旋を要請する。